

自 立 支 援 領 域

(1) 自立支援領域分掌事務

児童家庭グループ

- (1) 児童福祉法施行事務に関する事。
- (2) 児童相談所の運営指導に関する事。
- (3) 児童自立支援施設及び乳児院の運営指導に関する事。
- (4) 児童養護施設の運営指導に関する事。
- (5) 里親に関する事。
- (6) 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に関する事。
- (7) 家庭の虐待防止対策事業に関する事。
- (8) 女性福祉対策の企画及び実施に関する事。
- (9) 女性のための相談支援センターの運営指導に関する事。
- (10) 母子生活支援施設に関する事。
- (11) ひとり親家庭福祉対策の企画及び実施に関する事。
- (12) 児童扶養手当に関する事。
- (13) 特別児童扶養手当に関する事。
- (14) 母子寡婦福祉資金に関する事。
- (15) ひとり親家庭医療費助成事業に関する事。
- (16) ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する事。
- (17) 母子家庭等自立支援総合対策事業に関する事。
- (18) 母子・寡婦・父子家庭の福祉団体の育成指導に関する事。
- (19) 領域の予算、経理及び庶務に関する事。

子育て支援グループ

- (1) 児童福祉の啓発及び企画調整に関する事。
- (2) 児童健全育成の推進に関する事。
- (3) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (4) 児童厚生施設の運営指導に関する事。
- (5) 児童委員、主任児童委員に関する事。
- (6) 児童手当に関する事。
- (7) 地域における子育て支援の推進に関する事。
- (8) 保育所の運営指導に関する事。
- (9) 保育所の設置認可等に関する事。
- (10) 保育所及び助産施設の整備に関する事。
- (11) 保育対策等促進事業に関する事。
- (12) 次世代育成支援対策交付金に関する事。
- (13) へき地保育所に関する事。
- (14) 認可外保育施設に関する事。
- (15) 保育士試験及び保育士登録に関する事。
- (16) 保育士養成校に関する事。

- (17) 助産施設に関すること。
- (18) 児童福祉行政の調査指導に関すること。
- (19) 産休等代替職員に関すること。
- (20) 乳幼児医療費助成事業に関すること。
- (21) 医療援護事業に関すること。
- (22) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。
- (23) 不妊相談・赤ちゃん和家庭をつなぐ支援事業（特定不妊治療費助成事業）に関すること。
- (24) 母体保護法に関すること。
- (25) 市町村母子保健事業に関すること。
- (26) 母子保健推進連絡会議に関すること。
- (27) のびゆく子ども支援事業に関すること。
- (28) 先天性代謝異常等検査事業に関すること。
- (29) 子どもの虐待予防サポート推進事業に関すること。
- (30) 新生児聴覚検査事業に関すること。
- (31) 豊かに「いのち」を育む支援事業に関すること。
- (32) 母子健康センターに関すること。
- (33) 10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業 に関すること。

障がい者支援グループ

- (1) 障害者基本法に関すること。
- (2) 障害者自立支援法に関すること。
- (3) 第2次福島県障がい者計画に関すること。
- (4) 障がい者保健福祉の啓発・広報に関すること。
- (5) 障がい者の社会参加推進に関すること。
- (6) 障がい者の地域生活移行の促進に関すること。
- (7) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (8) 特別障害者手当等に関すること。
- (9) 重度障がい者支援事業に関すること。
- (10) 障がい者スポーツ振興に関すること。
- (11) 障がい児・者施設に関すること。
- (12) 障がい福祉サービスの支給決定等への支援に関すること。
- (13) 身体・知的・精神保健福祉法施行事務に関すること。
- (14) 障がい者の授産事業の振興に関すること。
- (15) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の制度に関すること。
- (16) 障害者自立支援医療（更生医療、精神通院医療）に関すること。
- (17) 補装具に関すること。
- (18) 日常生活用具給付に関すること。
- (19) 手話通訳者の設置に関すること。
- (20) 障がい者の就業生活支援に関すること。
- (21) 児童福祉法施行事務（障がい児分）に関すること。
- (22) 施設入所児の医療費に関すること。

- (23) 障がい児の療育に関すること。
- (24) 発達障がい児（者）の支援に関すること。
- (25) 措置入院者に関すること。
- (26) 精神病院指導及び措置入院者等の実地審査に関すること。
- (27) 精神科救急医療システムに関すること。
- (28) 県立施設（障がい者施設）の指定管理者に関すること。
- (29) 点字図書館の指定管理者に関すること。
- (30) 障がい者総合福祉センター、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター並びに精神保健福祉センターに関すること。

（２）施策の基本方針

児童家庭グループ

近年の出生率の低下、家族形態の多様化等により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しているが、児童福祉の理念である、すべての児童が、心身ともに健やかに生まれ、育てられる環境づくりを推進するため、経済的・社会的・精神的に自立が困難な立場にある児童及び女性並びにひとり親家庭等の福祉の向上と自立援助のための施策を推進する。

1 児童相談体制の充実

- (1) 住民に身近で、迅速な対応ができる相談体制の機能強化を図るとともに、専用電話・メールによる相談を実施し、家庭や地域における児童養育を支援する。
また、複雑・困難化する相談に対応するため、児童相談所に精神科医、弁護士、社会福祉学等の専門家による援助体制を整備する等、児童相談機能の充実を図る。
- (2) 児童虐待防止法に定める責務を果たすため、関係機関との連携を図り地域におけるネットワークの充実を推進する。また、虐待防止に関する広報啓発を行い児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

2 要保護児童等対策の強化

- (1) 児童養護施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、乳児院等の児童福祉施設の適切な運営により入所児童等の処遇の向上を図る。
また、施設入所児童自立支援事業（自動車免許取得費用の助成）等により施設入所児童の自立を支援する。
- (2) 里親制度についての研修の実施により、本制度の充実に努め、要保護児童の里親家庭における質の高い養育を支援する。
- (3) 児童相談所に里親コーディネーターと心理嘱託員を配置し、子どもを育てることに不安を持つ家庭に対し、養育指導や心理的ケアによる支援体制の充実を図る。
また、養育困難な場合には、子どもが家庭的な環境で暮らせるよう里親や家庭との調整を行い、里親委託を推進する。

3 女性福祉の向上

- (1) 日常生活を営む上で、何らかの問題を有する女性について、関係機関との連携の下に適時適切な保護や支援を行う。
- (2) 離婚問題やドメスティック・バイオレンス（夫等からの暴力）によるトラブルを抱える女性が増加傾向にあることから、女性のための相談支援センターをはじめとする「配偶者暴力相談支援センター」において、これらの女性に対する相談、支援、一時保護等を行う。

4 ひとり親家庭等の福祉の向上

- (1) 複雑多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携のもと、母子自立支援員等の資質の向上と相談指導の充実を図る。
- (2) ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、母子家庭等日常生活支援事業を実施するとともに、児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成事業等の支援を行う。
- (3) 母子家庭の母等の自立を支援するため、母子家庭等自立支援総合対策事業を行う。

5 児童扶養手当制度等の適正な運営

制度の広報活動の強化、的確な認定支給事務の遂行、返納金債権の徴収強化及び市町村指導監査の実施等により、「児童扶養手当法」及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定に沿った適正な制度運営を行う。

子育て支援グループ

深刻化する少子化社会における子育て支援環境づくりの推進が一層求められているところであるが、地域社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう、女性の社会参画と就労形態の多様化に対応した柔軟で弾力的な保育関連事業の促進や児童健全育成事業の推進に努めるほか、生涯にわたる健康づくりの基盤となる母子保健の充実を図る。

1 児童の健全育成等の推進

- (1) 児童の権利条約や児童福祉法の基本理念を県民に普及させるため、5月を「児童福祉月間」と定め、各種啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域全体で子育てしやすい気運の醸成を図る。
- (2) 遊びを通して、児童の健全育成を図るため、地域における活動拠点である児童厚生施設（児童館等）の整備を推進するとともにその活動の活性化を図る。
- (3) 昼間保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成を図るため、放課後児童クラブ育成と活動の充実を推進する。
- (4) 地域における子育て家庭への支援を強化するため、国立民営ファミリー・サポート・センターの設置促進や子育て支援ボランティアの育成を図るとともに、子育て中の親の育児への不安を緩和し、子どもへの虐待の未然防止に資するため、乳幼児の子どもを持つ親同士の交流を促進するなど子育て環境の整備を図る。
- (5) 子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成と資質の向上に資するため、児

童手当に係る給付や市町村事務指導監査を行う。

2 保育対策の推進

- (1) 多様な保育需要に対応するため、乳児保育、一時保育、障がい児保育等の推進を図り、保護者の育児と就労の両立を支援する。

また、地域における子育て支援の拠点施設として、地域子育て支援センター事業の拡充を促進するなど、地域に開かれた子育て支援体制の整備を図るとともに、地域特性に応じた保育内容の充実を図る。

- (2) 保育需要の状況に見合った保育所定員が確保されるよう、市町村の整備計画等の推進を支援する。
- (3) 認可外保育施設に対する立入調査を行うとともに、地域保育施設の施設長や保育士等を対象とする研修の実施、並びに入所児童の健康診断費、教材等を含む安全設備等の整備に要する経費及び3歳未満児の保育に要する経費の一部に助成を行い、入所児童の安全確保や処遇の向上の観点から適正な施設運営の指導を行う。

3 母子保健対策の推進

- (1) 思春期及び母子の心身の健康の保持維持のため、10代の望まない妊娠や性感染症を未然に防ぐため学校、家庭、地域の連携を強化し、個別相談体制の充実と子どもたちをサポートする環境作りを行い、若者が豊かに「いのち」を育めるよう支援するとともに、市町村と連携して育児不安や虐待に至る恐れのある家族を早期に発見し、親同士の集団交流や家庭訪問の手法により、適切に支援を行う。
- (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てることができるよう市町村が実施する乳幼児医療費助成事業を支援するとともに、不妊専門相談及び特定不妊治療費助成を行う。
- (3) 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査等を実施するとともに、小児慢性特定疾患治療研究事業や各種医療援護事業を行う。

障がい者支援グループ

「第2次福島県障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も、お互いに人格、人権、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を目標に、「障がい者の自立と社会参加のための利用者本位の支援」「障がい者の地域生活への移行促進」「障がい者が暮らしやすい社会づくり」の3つの基本的な施策に沿って事業を積極的に実施する。

障がい者の自立と社会参加のための利用者本位の支援

1 利用者の主体性確立、情報提供・相談等の利用支援体制とケアマネジメント体制の構築

- (1) 障がい者が適切な福祉サービスを選択できるよう、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、市町村、障がい保健福祉圏域、県域の各段階における相談支援体制を整備し、適時適切なケアマネジメントを受けられる体制を構築する。また、障害者自立支援法に基づくサービスの支給決定においても適切なケアマネジメントが行われるよう市町村の認定調査員や市町

村審査会の委員に対する研修を実施する。

- (2) 障がい者の社会参加に伴うトラブル等に対応するため「障がい者110番」、「相談員活動強化事業」を実施し、相談体制の充実・支援等を行う。
- (3) 在宅の障がい者に保健・医療・福祉サービス等が適切かつ効果的に提供されるよう、障がい者ケアマネジメント従事者を養成するため研修会を実施し、ケアマネジメント体制の整備を着実に推進する。
- (4) 障がい者の自立と社会参加を促進するため、三障がい共通のセンターである「障がい者社会参加推進センター」を中心として、社会参加奉仕員養成・派遣事業等を実施する。
また、ピアカウンセリング普及活動事業により、障がい者福祉に関するリーダーの養成等も図っていく。

2 療育体制の整備

保健・医療・福祉・教育の各分野の連携により、障がい児及び広汎な発達障がい児・者の早期発見、早期療育から就学までの一貫した総合療育体制の充実に努めるとともに、身近な地域で専門的な療育支援を受けることができるよう地域における体制整備を図る。

3 施設サービスの充実

- (1) 障がい者が選択できるサービス提供基盤の充実を図り、入所者・入院者の地域生活移行の推進と施設の地域化を図ることを基本的な考えとして、障がい保健福祉圏域毎の整備状況を勘案し、社会福祉施設等の整備を図る。
- (2) 社会福祉法人の施設整備に係る資金借入の利子補給を行うことにより、施設整備を促進する。

障がい者の地域生活への移行促進

1 地域生活への移行促進

施設に入所している障がい者や精神科病院に社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活への移行促進を図り、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も同じように地域で生活できる支援体制を整備する。

- (1) 施設に入所している障がい者の地域生活移行を支援するため、平成17年度に策定した福島県地域生活移行促進プログラムの着実な推進を図る。
- (2) 病状が安定し入院治療の必要がないにもかかわらず、入院を余儀なくされている精神障がい者の退院・社会復帰を促進するための自立支援事業等を実施する。
- (3) 障がい者の地域生活移行に向けて、支援体制を強化するとともに、日中活動の場や生活の場などの地域生活を支援するための基盤整備事業を実施する。

2 日常生活を支えるサービス基盤の確保

- (1) 在宅障がい者の家庭における援護を推進するため、補装具、日常生活用具、特別障害者手当・障害児福祉手当等の給付事業並びに県単独の重度心身障がい者医療費補助事業及び人工透析患者通院交通費補助事業等を実施する。
- (2) 障害者自立支援法に基づく自立支援給付が円滑に施行されるよう、支給決定に関して市町村に対する専門的支援を行う。また、市町村の行う介護給付費等に係る処分に対する不服審査請求の事件を審査するため、不服審査会を設置運営する。

- (3) 身体障がい者の社会参加を促進するため、補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）育成・貸与事業を実施する。
- (4) 在宅障がい児・者の日常生活を向上させるため、障がい児・者ホームヘルパーの養成によるホームヘルプサービス事業の充実拡大に努めるとともに、児童デイサービス事業、ショートステイ事業などを推進する。
- (5) 地域社会で共同生活を営む知的障がい者及び精神障がい者に対し、日常生活の援助等を行うため、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）を推進する。

3 保健医療体制の充実

- (1) 社会生活環境の変化が著しい現代社会において、ストレスの増大、アルコール依存、高齢化等に伴い精神的健康を維持できなくなる人が増加する傾向にあることから、ライフステージに応じた心の健康づくりの推進に努める。
特に、中高年の自殺者の増加が社会問題化していることから、うつ病を中心とした自殺の予防について対策を講じ、心の健康に関する具体的な支援等を推進する。
- (2) 精神障がい者の早期治療の促進と人権に配慮した処遇の確保を図るため、精神科救急医療システムの整備を推進するとともに、精神科病院に対する指導等により、適正な精神医療の確保と充実に努める。

4 リハビリテーションシステムの構築

障がい者生活訓練事業を実施し、家庭及び社会において日常生活をおくるために必要な諸能力について訓練指導を行うことにより、障がい者の社会参加を促進する。

5 就労の促進

- (1) 法定の授産施設を利用できない在宅障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域に密着した施設である障がい者小規模作業所支援事業を実施する。
また、地域活動支援センターへの移行についても促進する。
- (2) 安定した受注の確保が可能なように障がい者小規模作業所を含む就労を支援する施設のネットワーク化などを促進するため、アンテナショップの設置事業などを行う授産事業支援センターへの助成を行う。
- (3) 知的障がい者及び精神障がい者を対象としたホームヘルパー養成研修を実施し、障がい者の就労の場を拡充するとともに、自立促進を図る。
- (4) 障がい者就業・生活サポートセンターを設置し、障がい者の就労自立を促進する。

6 コミュニケーション支援施策の充実

- (1) 視覚障がい者のライフスタイルを踏まえ、日常生活をきめ細かく支えるため、視覚障がい者生活支援センター事業を実施する。
- (2) 市町村で地域のニーズに即した各種奉仕員の養成・派遣事業等を行う市町村障がい者社会参加促進事業を推進する。

7 地域との交流の促進

障がい者の明るい暮らし促進事業を実施し、精神障がい者に対する地域の理解と協力を得るための啓発及び社会復帰に積極的な役割を果たすための組織の基盤づくりを図る。

8 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツや文化活動を通じて障がい者の体力増進や積極的な社会参加を促進するため、県障がい者総合体育大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障がい者スポーツ教室の開催など各種のスポーツの振興に努め、自己実現の場を提供する。

障がい者が暮らしやすい社会づくり

1 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

障がい者に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、障害者週間（12月3日～9日）にちなみ障がい者ふれあい週間事業の実施を通じて広く県民にアピールするとともに障がい者の一層の社会参加の推進を図る。

2 情報のユニバーサルデザイン

「障がい者社会参加推進センター」において障がい者パソコン活用促進事業を実施する。

(3) 事 業 計 画

児童家庭グループ担当の事業

1 社会福祉推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
家庭の虐待防止対策事業	771 (国庫 439)	児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭内における虐待防止のため、生活圏ごとに横断的ネットワークを構築する。

2 女性福祉対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
婦人保護対策費 経常経費	190	事務経費
配偶者暴力相談 支援センターネット ワーク事業	11,105 (国庫 4,038) (諸収 74)	各保健福祉事務所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、その業務を中心的に担う女性相談員を配置し、センターにおいて警察、医療、司法等との連携強化を図る。
一部新 DV防止総合対 策事業	3,309 (国庫 1,245)	<p>配偶者など親密な関係にある者から振るわれる暴力（DV）が深刻な社会問題となっているため、県では関係機関の連絡体制を整備しながら、県民や職務関係者に対する、普及・啓発に努めるとともに、相談体制の強化や一時保護機能の充実を図るなど、DV防止の総合的な対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV対応等相談機能向上のための研修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女性福祉事業充実強化研修の実施 (2) 全国婦人相談員・心理判定員研修協議会への参加 (3) 新任女性相談員に関する研修の実施 2 入所者の法律相談のための弁護士の配置 法的困難ケースが増加していることから、弁護士による支援体制を構築し、法的対応力の向上を図る。 3 心のケア促進のための嘱託医（精神科医）の配置 嘱託医として精神科医を配置し心のケアを行うことにより、早期回復を図る。 4 女性相談支援専門員設置 福祉、法律、医療等の専門的な知識を有する者（専門員）を配置し、女性相談員が実施している電話相談等における対応困難なケースについてアドバイスを受ける。 5 DV対策連携会議開催事業 特に深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため「福島県ドメスティックバイオレンス対策連絡会議」を開催する。 6 (新)DV予防のためのパートナーシップ事業 医療関係者用のマニュアル(リーフレット)を作成し、医療関係者を対象にDV被害者への援助等について理解を促すことにより、DV被害者の早期発見を目指す。 7 (新)DV防止ホットライン事業 夫婦間の暴力は暴力であることを認識させるとともに、被害者の立場に立った広報を行うため、相談窓口等を記載したステッカーを作成し、加害者の目につきにくい場所に貼付することによる広報周知を行う。

事業名	予算額	内 容
女性のための相談支援センター事業	17,626 (国庫 3,565) (諸収 107)	<p>女性のための相談支援センターにおいて、DV被害者からの相談や自立に向けた支援事業を実施することで、DV被害者の福祉の増進を図る。</p> <p>1 緊急避難支援事業 被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の移送は困難であるとともに、被害者にとっての夜間の移動は苦痛を伴うことから、被害者に宿泊費用等を支給し、心身の一時回復を図る。 また、被害者が夜間、緊急に女性のための支援センターに保護を求めた場合、緊急保護室を避難場所として提供する。</p> <p>2 外国人入所者自立支援促進事業 外国人は日本語が充分でなく、DVの内容が複雑である場合が多いため、通訳を委託し、入所者との意思の疎通に努め早期自立を図る。</p> <p>3 自立支援入所児童すこやか保育事業 入所同伴児の大部分はPTSDなどの心的外傷を持っているとともに、入所者の早期自立に必要な就労活動を行うためにも、センター内の同伴児の保育・学習指導が必要であることから、同伴児の施設内保育や学習指導などを選民的に行うための生活指導補助員(保育・学習指導)を3名配置する。</p> <p>4 女性のための相談支援センター退所者自立生活援助事業 退所後の訪問や電話確認など退所後のケアを継続することで、地域社会で安定した生活の継続を援助する。</p> <p>5 夜間・休日の相談体制充実強化事業 女性相談員を増員し、相談体制の強化を図る。</p> <p>6 ボランティア協働事業 「女性相談」や「入所者に対する心のケアや自助グループの育成」「入所者の健康管理」等の業務においてボランティアとの協働により、DV被害者へのキメ細かい支援を行う。</p>
合 計	32,230 (国庫 8,848) (諸収 181)	

3 女性のための相談支援センターの運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
婦人相談所管理運営費	59,865 (国庫 25,424) (諸収 27)	<p>支援を必要とする女性の相談や保護を行う女性のための相談支援センターの運営に係る経費</p> <p>定員 一時保護所 20名 婦人保護施設 20名</p>

4 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
会津児童相談所整備事業	19,558	会津児童相談所の移転に伴い、旧施設の解体撤去を行う。

5 児童福祉総務事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童福祉総務費経常経費	3,816	児童福祉施設等指導調査及び児童福祉月間の啓発活動に係る経費等

6 児童福祉活動の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
要保護児童の身元保証に関する損失補填事業	10	要保護児童が就職するときに、適当な身元保証人が得られない場合において、身元保証を県社協が行い、県社協が受けた損失の範囲内で県がこれを補填する。 補助先 福島県社会福祉協議会

7 児童福祉施設等指導助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
里親総合対策事業	2,217 (国庫 160)	<p>児童の発達においては乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、家庭での養育に欠ける児童を愛情と理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度である。国においてもH14年10月に制度の大幅な改善が図られたところであり、里親の養育技術の向上を図り、県民に対する制度の普及・啓発、里親に対する支援に努めるなど、里親制度の振興と充実のための対策を講じる。</p> <p>1 里親促進事業補助金 里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する里親賠償責任保険契約等の事業に対して助成する。 375千円</p> <p>2 家庭養育推進事業 (1) 里親及び里親希望者に対し基礎研修を実施し、里親委託の推進、里親の開拓を図る。 165千円 (2) 児童相談所と児童養護施設が連携を図り、登録里親に対して養育体験等の養育技術向上のための応用研修を実施し、里親制度の活性化を図る。226千円 (3) 専門里親の資格要件である専門里親研修を外部委託し、専門里親の要請と資質の向上を図る。 240千円</p> <p>3 緊急短期委託里親事業 保護者の疾病、事故等緊急の事由により一般家庭における養育が困難となった児童を短期間里親等に委託し保護を行う。 210千円 委託に伴う謝金 児童移送費</p> <p>4 里親委託支度品支給事業 里親に児童の養育を委託した場合に、児童のために買い整える寝具、勉強机等の費用を助成する。 1,000千円</p> <p>対象 里親委託児童 20人 支給額 児童1人につき 50千円</p>

8 措置児童援護事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童養護施設等入所児童自立支援事業	650	<p>児童養護施設等に入所している児童に対して、普通自動車運転免許取得費用の一部を助成し、児童の社会的自立の支援を図る。</p> <p>対象 児童養護施設、児童自立支援施設、里親に措置されている児童のうち、普通自動車運転免許の所持を要件とする企業等への就職により退所が見込まれる児童で、保護者等から免許取得の費用の援助が見込まれず当該費用の捻出が困難な児童</p> <p>助成額 児童1人につき150千円以内</p>

9 児童相談所の運営

(1) 児童相談所の運営・相談指導

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童相談所費経常経費	76,068 (国庫 8,778) (諸収 71)	<p>児童相談所の運営等に係る経費</p> <p>1 児童相談所において次の事業を実施する。</p> <p>(1) 児童に関するあらゆる問題につき、市町村・家庭・その他からの相談に応ずる。</p> <p>(2) 児童及びその家庭につき必要な調査並びに医学的、心理的、社会的及び精神保健上の判定を行う。</p> <p>(3) 児童及び保護者につき必要な指導を行う。</p> <p>(4) 児童の一時保護を行う。</p> <p>(5) 児童福祉施設への入所等の措置を行う。</p> <p>2 県内各地域に専門職員及び医師等が出向いて相談事業を行う。</p> <p>定期相談会 主要地域で定例的に開催 巡回相談会 郡部の町村で開催</p> <p>3 市町村が実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、より一層精密に診査を行う必要のある児童で発達面に遅れが疑われる児童について精密健診及びその事後指導を実施する。</p>

(2) 一時保護所入所児童扶助費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一時保護所入所児童扶助費	21,025 (国庫 9,031)	児童の緊急保護、援助方針を定めるための行動観察、短期指導を目的として一時保護を行う。

(3) 家庭支援相談事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
子どもを虐待から守る総合対策推進事業	15,278 (国庫 6,090) (諸収 13)	<p>家庭及び地域における養育機能の低下に伴い、児童虐待に関する相談は、深刻な状況にある。急増する児童虐待相談に適切に対処し、児童虐待防止法に定める責務を果たすため、関係機関・団体の連携と相談援助体制の強化を図るとともに、虐待防止に関する広報啓発を行い、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 虐待から子どもを守る連絡会議の設置 児童虐待の未然防止や早期発見、発見後の対応等について、児童や家庭に関わりを持つ関係機関・団体が、情報交換、連携を図り、取組の強化を図る。 2 児童虐待対応専門家チームの設置 弁護士・精神科医・心理学又は社会福祉学の専門家からなる児童虐待対応専門家チームを各児童相談所に設置し、児童相談所の専門的機能を強化するとともに、児童養護施設における虐待ケース処遇の支援、強化を図る。 3 児童相談所カウンセリング強化事業 児童虐待を引き起こす保護者は、心に問題を抱えており、児童福祉司や心理判定員だけでは限界があることから、地域の精神科医とカウンセリングに関する年間契約を締結し、精神科医の助言・指導を得ながら、保護者へのカウンセリングを実施する。 4 立入調査等活動強化事業 虐待事案への対応強化を図るため、各児童相談所に携帯電話及びデジタルカメラを整備する。 5 虐待相談援助技術習得訓練活動 虐待相談援助技術の習得、向上を図るため、各種研修会に児童相談所職員を派遣する。 6 虐待防止活動支援事業 主任児童委員、福祉事務所家庭相談員、保育士、保健師等を対象とした研修を実施することで、地域での援助活動の円滑化、地域連絡網の整備を図る。 7 一時保護所心理嘱託員設置事業 虐待を受けた児童に対する行動観察を的確に行うとともに、迅速に心のケアを行うため、非常勤の心理嘱託員を配置し、一時保護所の充実を図る。 8 児童養護施設への心理療法担当職員の配置 国の基準に満たなく、心理療法担当職員を配置していない施設を対象として必要な経費を補助することにより、県内の児童養護施設に入所している被虐待児に対する心のケアを強化する。 9 子どもの虐待防止TVスポット広報啓発事業 広く一般県民に向けた広報啓発として、TVスポットによる虐待防止の啓発を行う。 10 児童養護施設被虐待児受入体制強化事業 児童をより家庭的な雰囲気の中で処遇する地域小規模児童養護施設の設置を促進し、児童の福祉向上と社会的自立の促進を図るとともに、入所児童定員の増を図るため、新たに地域小規模児童養護施設を設置する事業者到家賃補助の支援を行う。 11 市町村児童相談体制強化実践研修事業 児童福祉法の改正により、市町村が児童相談の窓口として法的に位置付けられたことから、市町村における児童相談対応能力を高め、児童虐待ケース等の初期対応を適切に行えるよう実践的な研修を実施する。また、面接技法の習得を目的とした研修をNPO団体に委託し実施する。

事業名	予算額	内容
家庭支援相談事業	7,042 (諸収 28)	子育ての不安や悩み等あらゆる児童問題について電話相談等で応じる体制を整備し、家庭での養育を支援する。 1 「子どもと家庭テレフォン相談」の実施 中央児童相談所の専任の相談員が児童の問題等について電話相談に応じ、適切な助言・指導を行う。 相談日 祝日と年末年始を除く毎日 相談時間 午前9時～午後8時 2 「子どもと家庭メール相談」の実施 中央児童相談所の電話相談員が子育ての悩み等についてメールで相談に応じ、適切な助言・指導を行う。 アドレス http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/ 3 児童家庭専門家チームの設置 中央児童相談所に医療・福祉・教育・法律・心理等の各分野の専門家により構成する児童家庭専門家チームを設置し、電話相談等のケースのうち高度な専門知識・技術を要するものについて援助活動を行う。
家庭児童相談室費 経常経費	662	家庭児童相談員の研修等に係る経費
家庭児童相談室事業経費	34,752 (諸収 236)	各児童相談所相談室に19名の家庭相談員を配置し、家庭における人間関係及び児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。
合計	57,734 (国庫 6,090) (諸収 277)	

10 児童措置事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
措置費市町村分 県費負担金	19,934	母子生活支援施設と助産施設の管理運営費用を支弁することにより児童の福祉を確保する。 母子生活支援施設 4か所 19,091千円 助産施設 6か所 742千円 平成17年度精算交付 101千円 負担割合 県 1/4 (参考 国：1/2、市町村：1/4)
一部新 児童入所施設 (県立施設を除く) 措置費	1,407,145 (国庫 695,339) (負担 14,030)	1 児童入所施設(県立施設を除く)措置費 対象施設 ・児童養護施設 8か所 1,347,106千円 ・里親 46人 51,918千円 ・母子生活支援施設 1か所 4,652千円 ・助産施設 6か所 1,033千円 負担割合 国1/2 県1/2 目 的 ・児童福祉施設における施設機能強化推進 ・児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化 ・児童養護施設における被虐待児童に対する心理療法費加算 ・児童養護施設における被虐待児個別対応職員費加算 ・小規模なグループによるケアの推進 ・地域小規模児童養護施設の運営 2 医療費審査支払事務委託料 児童福祉施設及び委託里親等への医療の給付に関する審査及び支払いについて、福島県国民健康保険団体連合会及び診療報酬支払基金へ委託し、委託手数料を支払う。 国保連合会 1,083千円 社会保険支払基金 1,153千円 3 (新)東北ブロック児童養護施設研究協議会補助金 東北ブロック児童養護施設研究協議会開催に係る経費等の一部助成 100千円 4 (新)北海道東北ブロック母子生活支援施設研究協議会補助金 北海道東北ブロック母子生活支援施設研究協議会開催に係る経費等の一部助成 100千円
合 計	1,427,079 (国庫 695,339) (負担 14,030)	

11 ひとり親家庭の福祉

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
母子相談事業	41,149 (諸収 278)	<ol style="list-style-type: none"> 母子自立支援員の設置 母子自立支援員18名を各保健福祉事務所等に配置し、相談指導を行い母子福祉の向上を図る。 母子福祉協力員の設置 母子福祉協力員7名を各保健福祉事務所等に配置し、母子自立支援員に協力して母子寡婦福祉資金償還業務等を行う。 母子自立支援員等業務研修会 母子自立支援員及び母子福祉協力員を対象とした相談・援助技術向上のための研修会を開催する。
ひとり親家庭医療費助成事業	216,743	<p>近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親世帯が増加しており、ひとり親家庭には経済的支援を要する世帯も多いため、ひとり親家庭の医療費自己負担額の一部を助成することにより、所得の低いひとり親家庭の健康と福祉の増進を図る。</p> <p>補助先 市町村(中核市を含む) 補助率 1/2</p>
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	2,554	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	664 (国庫 327) (諸収 10)	<p>母子家庭、寡婦及び父子家庭の家族や本人が病気等の場合、または母子、父子家庭となって間がなく生活が不安定な場合などに、家庭生活支援員を派遣(又は支援員の居宅でも可)し、介護や家事、育児等を行う。</p> <p>派遣手当 生活援助 1時間 1,530円 子育て支援 1時間 740円</p> <p>利用料 所得に応じて応能負担 生活保護・市町村民税非課税世帯...無料 児童扶養手当支給水準世帯 ... 1割 上記以外の世帯 ... 2割</p>
母子寡婦福祉活動推進員設置事業費補助	615	<p>母子寡婦福祉活動の充実を図るため、市町村母子団体の育成指導にあたる母子寡婦福祉活動推進員を設置する事業を助成する(寡婦福祉活動推進員設置補助)。</p> <p>補助先 財団法人福島県母子寡婦福祉連合会 補助率 1/2</p>
一部新 母子家庭等自立支援総合対策事業	24,226 (国庫 14,074)	<p>母子家庭の母等からの就業に関する相談に応じるとともに、講習会の開催、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する体制を整備し、母子家庭の生活の安定・向上及び子供の健全育成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する。 (新)母子自立支援強化事業 母子家庭等就業・自立支援センターにプログラム策定員を配置し、個々の事情を考慮したプログラムを策定し、相談から就労まで一貫した就業支援サービスを提供する。 母子家庭自立支援給付金事業 母子家庭の母が県が予め指定した教育訓練給付講座を受講した場合に助成金を給付する。

事業名	予算額	内 容
母子福祉費経常 経費（運営経費）	772 (諸収 4)	
合 計	286,723 (国庫 14,401) (諸収 292)	

12 児童扶養手当等

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 支給事務費	11,770 (国庫 6,003) (諸収 13)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費 法定受託事務である手当について、受給資格認定等の事務を執行する。 2 児童扶養手当等市町村担当者研修会 制度の適正な運営を確保するため、市町村事務担当者等を対象とした研修会を開催する。 3 児童扶養手当現況届等審査 平成18年8月分から翌年7月分における手当の支給額を決定するために、現況届及び所得状況届の審査を行う。 4 児童扶養手当等市町村事務指導監査 市町村における事務が適正に実施されるよう、事務指導監査を実施する。 5 児童扶養手当等債権督促 児童扶養手当等の過誤払いによる返納金債権について、その適正な履行を確保するために、債権者の自宅等を訪問する。
児童扶養手当等 給付費	1,532,239 (国庫 510,746)	<p>児童扶養手当 父親と生計を同じくしていない児童（18才に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する母又は、養育する者に対して手当を支給する。 なお、県は町村の区域に居住する者のみ認定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数 3,716人（H17.12.31現在） ・手当額 <p>児童1人の場合 全部支給：月額41,720円 一部支給：所得に応じて9,850円から41,710円までの10円刻みの額（H18.4月より）</p> <p>児童2人以上の加算額 2人目 5,000円 3人目以降1人につき3,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給月 4月、8月、12月 <p>特別児童扶養手当 20歳未満で精神又は身体に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または養育する者に対して手当を支給する。（手当は全額国庫負担なので県予算に計上はない。） 3,141人（H17.12.31現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当額 1級：50,750円/月 2級：33,800円/月 ・支給月 4月、8月、11月（H18.4月より）
合 計	1,544,009 (国庫 516,749) (諸収 13)	

13 若松乳児院の運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
若松乳児院管理運営経費	25,827 (国庫 9,924) (負担 1,000) (諸収 31)	1 若松乳児院管理運営経費 主に2歳未満の養育に欠ける乳幼児を入所(定員：40名)させ、養育することにより、対象児童の福祉の増進を図る。 2 夜間保育業務嘱託員設置費 夜間勤務専門の嘱託員を配置し、児童に対して少しでも家庭に近い処遇の確保を図る。 3 病虚弱等児童対応臨時職員設置費 病虚弱児及び健常児の入所状況に応じて臨時保育士を加配し、病虚弱等の乳幼児に対する養育体制を充実する。 4 家庭支援専門相談員配置経費 乳児院に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置し、乳幼児の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当し、施設内や保護者宅訪問により養育相談・養育指導や養育里親における養子縁組推進等を実施する。
若松乳児院費經常経費	27,679 (国庫 13,246) (諸収 69)	施設運営等に係る経費
合計	53,506 (国庫 23,170) (負担 1,000) (諸収 100)	

14 福島学園の運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
福島学園管理運営経費	24,525 (国庫 7,631) (負担 1,500)	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。 定員 50人
福島学園費經常経費	40,246 (国庫 6,745) (諸収 47)	施設運営等に係る経費
合計	64,771 (国庫 14,376) (負担 1,500) (諸収 47)	

15 母子保健対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
赤ちゃん和家庭をつなぐ支援事業 (新)里親による子育て支援事業)	19,374 (諸収 29)	<p>児童相談所に里親コーディネーターと心理囑託員を配置し、関係機関と連携をとりながら、子どもを養育することが困難な家庭に対し、養育指導や心理的ケアを行うことで、子育て家庭の負担軽減を図り、子育てをしやすくするための支援を行う。</p> <p>また、養育が困難で里親委託を希望する場合には、生まれてきた子どもが家庭的な環境で暮らせるよう、里親への委託調整を行う。</p> <p>児童相談所、郡山相談センター 各1名配置</p>

(特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
母子寡婦福祉資金 貸付事業	190,899 (繰入 2,554) (繰越 30,807) (諸収 157,538)	<p>(1) 母子福祉資金 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 貸付対象 母子家庭の母又は児童及び父母のいない児童(中核市を除く) 資金の種類 修学資金 外12種 貸付金 180,277千円</p> <p>(2) 寡婦福祉資金 寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 貸付対象 寡婦(中核市を除く) 資金の種類 修学資金 外11種 貸付金 7,577千円</p> <p>(3) 事務費 3,035千円</p> <p>(4) 償還金 10千円</p>

子育て支援グループ担当の事業

1 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童厚生施設整備費補助金	17,332 (国庫 8,666)	地域の児童の健全育成を図るため、その拠点施設である児童館・児童センター及び放課後児童クラブを整備する市町村等に整備費の一部を補助する。 補助先 市町村等 補助率 国1/3、県1/3
社会福祉施設整備資金利子補給事業	6,449	社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、当該年度の利子償還金に対して利子補給を行い、社会福祉法人等の負担を軽減することにより施設整備を促進する。 補助額 当該年度の利子償還金×2.5%(以内) ÷借入利率 補助先 保育所 12施設 児童養護施設 2施設 補助金 6,449千円(県費)
合計	23,781 (国庫 8,666)	

2 児童福祉活動の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童委員の設置	102,405	児童福祉法に基づき、児童委員が相談指導機関として地域に密着した活動を行う。 児童委員報償費 @29,200円 3,507人 (中核市を除く)
主任児童委員研修会	196	いわゆる虐待防止法の施行等に伴い、主任児童委員活動のより一層の活性化が求められているため、主任児童委員に対する専門的知識・技術の修得を目的とした研修会を開催し、指導力・活動力の育成を図る。
合計	102,601	

3 児童福祉施設等指導助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容								
<p>地域保育施設助成事業</p>	<p>28,100</p>	<p>認可外保育施設(事業所内保育施設を除く。)の保育従事者等を対象とした研修会を開催し、保育従事者等の資質の向上を図るとともに、入所児童に対する健康診断費の助成及び入所児童のための設備の整備に要する経費及び3歳未満児の保育に要する経費の一部を助成することにより入所児童の処遇の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>1 地域保育施設保育従事者研修会 施設長、保育従事者等を対象とした研修会を、福島県地域保育所協議会に委託して開催する。 委託料 施設長研修会 125千円 保育従事者研修会 125千円</p> <p>2 地域保育施設助成事業 (地域保育施設入所児童健康診断費補助) 入所児童の健康診断に要する経費の一部を助成する。 3,000千円 補助先 市町村(中核市を除く) 補助基準単価 1施設あたり 年額118,000円 補助率 県1/2、市町村1/2</p> <p>3 地域保育施設入所児童支援事業 認可外保育施設が入所児童のために行う設備の整備(教材等を含む)に係る費用の一部を補助する。 13,750千円 補助基準単価(1施設年額)</p> <table border="1" data-bbox="823 999 1401 1137"> <thead> <tr> <th>入所児童</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~40人</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>41人~80人</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>750,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助先 市町村(中核市を除く) 補助率 県1/2、市町村1/4</p> <p>4 地域保育施設運営費助成事業 市町村が運営費の独自補助を行っている認可外保育施設に入所する児童の保育に要する経費の一部を補助することにより入所児童の処遇の向上を図るとともに、市町村の認可外保育施設への取組みを促し、子育て支援環境の整備促進を図る。 11,100千円 補助先 市町村(中核市を除く) 補助限度額 3歳未満児童1人あたり 年額20,000円 補助率 県1/2、市町村1/2 @20,000円×1,110人×1/2=11,100千円</p>	入所児童	基準額	~40人	250,000円	41人~80人	500,000円	81人以上	750,000円
入所児童	基準額									
~40人	250,000円									
41人~80人	500,000円									
81人以上	750,000円									
<p>産休等代替職員費補助事業</p>	<p>32,492</p>	<p>児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする場合に代替職員を任用することにより、産休等職員の母体の保護及び専心療養を保障するとともに、施設における児童等の処遇の確保を図る。 補助先 市町村(中核市を除く) 補助金額 32,492千円 補助率 公立2/3、民間3/3 補助対象期間 産休：産前産後8週間又は産前休暇開始後16週間(ただし、多胎妊娠の場合は、産前14週間・産後8週間) 病休：休暇を開始した日以後、31日目から90日目までの60日間</p>								
<p>合計</p>	<p>60,592</p>									

4 保育対策等促進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
保育対策等促進事業	340,157 (国庫 155,298)	<p>1 保育対策等促進事業 310,597千円</p> <p>(1) 一時保育促進事業 保護者の傷病・事故、または育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：66保育所 補助率：国1/3、県1/3 補助基準額：1か所あたり年額1,296千円</p> <p>(2) 特定保育事業 毎日の保育所利用にまでは至らないが就労等により一定程度の保育サービスが必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：17保育所 補助率：国1/3、県1/3 補助基準額：1か所あたり年額2,754千円</p> <p>(3) 乳児保育促進事業 年度当初において、児童福祉施設最低基準に定める保育士の他に乳児保育のための保育士を配置し、年度途中の需要等に対応している民間経営の保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：52保育所 補助率：国1/3、県1/3 補助基準額：1か所あたり年額896千円</p> <p>(4) 障害児保育円滑化事業 軽度障がい児を含め障がい児を4人以上受け入れている保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施予定保育所数：7保育所 補助率：国1/3、県1/3 補助基準額：1か所あたり年額896千円</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や入所児童との交流を行うことにより親子の育ちを支援する保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：17保育所 補助率：国1/3、県1/3 補助基準額：1か所あたり年額896千円</p> <p>(6) 地域子育て支援センター事業 子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う保育所等に対して補助を行う。 事業内容 ア 育児不安等についての相談指導 イ 子育てサークル等の育成・支援 ウ 保育サービスの積極的実施・普及促進 エ 地域の保育資源の情報提供等 オ 家庭的保育を行う者への支援 補助先：市町村（中核市除く） 補助率：国1/3、県1/3</p>

- 施設の種類
- A 従来型：上記のア～オのうち3事業を実施。
補助基準額：1か所あたり年額7,790千円
事業実施保育所等数：26か所
- B 小規模型：上記のア～オのうち2事業を実施。
補助基準額：1か所あたり年額2,611千円
事業実施保育所等数：19か所
- (7) 休日保育事業
就業形態の多様化に対応するため、休日等を含め年間を通じ開所する保育所に対して補助を行う。
補助先：市町村（中核市除く）
事業実施保育所数：4保育所
補助率：国1/3、県1/3
補助基準額：1か所あたり年額1,524千円
- (8) 分園推進事業（経常経費分）
保育所分園の運営について、必要な経費の補助を行う。
補助先：市町村（中核市除く）
事業実施保育所数：4保育所
補助率：国1/3、県1/3
補助基準額：1か所あたり年額1,050千円
- (9) 分園推進事業（初年度整備分）
保育所分園の設置を促進するために、設備の整備等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。
補助先：市町村（中核市除く）
事業実施保育所数：2保育所
補助率：国1/3、県1/3
補助基準額：1か所あたり年額1,000千円
- (10) 保育所障害児受入促進事業
障がい児保育を新たに実施するために、施設の軽微な改修や遊具の購入等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。
補助先：市町村（中核市除く）
事業実施保育所数：1保育所
補助率：国1/3、県1/3
補助基準額：1か所あたり年額1,000千円
- 2 すくすく保育支援事業 29,560千円
- (1) 軽度障がい児保育事業（23,760千円）
軽度の心身障がいをもつ乳幼児を受け入れる保育所に対して、障がい児の保育に必要な経費の補助を行う。
補助先：市町村（中核市除く）
事業実施保育所数：59保育所
対象障がい児数：110人
補助率：県1/2
補助基準額：障がい児1人あたり月額36千円
- (2) 乳児保育環境改善事業（4,000千円）
乳児保育の環境改善を行うため、次の事業を実施する保育所に対して補助を行う。
ア 乳児を受け入れるための乳児用ベット、乳児用椅子等の設備
イ 乳児の安全・健康衛生面の向上を図るための設備の設置及び更新
ウ 乳児保育を担当する保育士の研修、その他の環境改善等
補助先：市町村（中核市除く）
事業実施保育所数：4保育所
補助率：県1/2
補助基準額：1か所あたり年額2,000千円

		<p>(3) 地域子育て支援センター充実事業 (1,800千円) 地域子育て支援センター事業を実施する市町村に対し、保育士の配置等の要件で国庫補助事業の該当にならなかったセンターに対して、必要な経費の補助を行う。</p> <p>事業内容 ア 育児不安等についての相談指導 イ 地域の子育て家庭の交流を促進 ウ 地域の子育て家庭の把握 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：4保育所 補助率：県1/2 補助基準額：1か所あたり年額900千円</p>
病後児の保育対策事業	289	<p>核家族化、共働き家庭の増加により病後児（病児）保育の必要性が大きくなってきているため、病後児保育の方策、方向性の検討を行い、病後児保育の体制づくりに資するよう関係者による懇談会を開催する。</p> <p>出席者（7名程度） 医師会、看護協会、市町村、保育所、ファミリーサポートセンター、病院関係、保護者 開催回数 3回 事業費 289千円</p>
合 計	340,446 (国庫 155,298)	

5 保育士養成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
保育士試験実施事業	6,810 (手数 6,978)	<p>1 保育士登録事業 児童福祉法に基づき保育士の登録事務を実施する。</p> <p>登録申請手数料 4,200円 登録証書換手数料 1,600円 登録証再交付手数料 1,100円</p>

6 児童健全育成の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
放課後児童健全育成事業	265,581 (国庫 132,790)	<p>昼間保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成を図るため、20人以上（年間281日以上開設する児童クラブにあっては10人以上）の児童で組織する放課後児童クラブを設置する市町村に対し、運営費の一部を助成する。また、民営児童クラブ、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に要する経費の一部を助成する。</p> <p>補助先：市町村（中核市除く）181クラブ 補助率：国1/3 県1/3 補助基準額：基本額 1,134,000円～3,600,000円 加算額 長時間開設加算 障がい児受入加算</p>

事業名	予算額	内 容
わくわく放課後支援事業	6,144	国庫補助要件に満たない5人以上(年間200日以上開設)の児童で組織する放課後児童クラブを設置する市町村に対し、その運営費の一部を助成する。 補助先:市町村(中核市除く)23クラブ 補助率:県1/2 補助基準額:460千円又は582千円
放課後児童クラブ整備支援事業	1,000	学校及び幼稚園の余裕教室や公民館等を使用して児童クラブを設置する場合、整備費の一部を助成する。 補助先:市町村(中核市除く)2クラブ 補助率:県1/2 補助基準額:施設整備及び初度整備費 1,500千円 初度整備費のみ 500千円
放課後児童クラブ障がい児受入支援事業	4,715	障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対し、障がい児受け入れにかかる経費の一部を助成する。 補助先:市町村(中核市除く)21クラブ 補助率:県1/2 補助基準額:230千円又は460千円
児童ふれあい交流促進事業	3,200 (国庫 1,600)	中・高校生等が子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さの理解を促進するための乳幼児とのふれあい・交流事業や絵本の読み聞かせ事業を実施する市町村に対して助成する。 対象事業の概要等 (1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 小学校高学年や中・高校生を対象に赤ちゃん講座を開設するとともに、中・高校生等と乳幼児がふれあうための交流事業を実施し、「次世代の親」を育成する。 補助先:市町村(中核市除く) 補助率:国1/3 県1/3 (2) 親と子の絵本の読み聞かせ事業 親子のふれあいの機会を作るため、乳幼児を持つ親を対象に、講習会の開催、絵本に関わる情報提供などによる絵本の読み聞かせ事業を実施する。 補助先:市町村(中核市除く) 補助率:国1/3 県1/3 (3) 巡回児童館事業 児童館から離れた地域等で団地の集会室等に児童館の職員が定期的に出向き、遊びの指導や子育て相談等を行う。 補助先:市町村(中核市除く) 補助率:国1/3 県1/3 補助基準額:300千円
合 計	280,640 (国庫 134,390)	

7 児童厚生施設活動事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
民間児童厚生施設活動事業	40,516 (国庫 20,258)	児童厚生施設の運営費の一部を補助し、地域の健全育成活動を行っている児童厚生施設の活性化を図る。 補助先：児童館又は児童センターを設置する市町村又は社会福祉法人(中核市含む) 補助率：国1/3、県1/3
地域組織活動育成事業	7,560 (国庫 3,780)	児童の健全な育成を図るため、地域において児童健全育成活動を行っている自主的な団体(母親クラブ等)の運営経費を補助する。 補助先：地域組織設置市町村(中核市除く) 補助率：国1/3、県1/3
合計	48,076 (国庫 24,038)	

8 少子社会対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
子育て家庭を支える地域力再生事業	3,768	NPO等がファミリー・サポート・センター事業を創設する場合に、その立上げ・運営経費の一部を助成するとともに、地域子育てボランティア養成講座を開催する。 1 国立民営ファミサポ支援事業 緊急時の一時預かりニーズに常時対応できる体制整備や地域における相互援助活動の活性化を図るため、子育てNPO等でファミリー・サポート・センターを開始する(国立民営ファミサポ設置)する場合に、事業開始後2年間に限り、立ち上げ経費や運営費に対して助成を行う。 補助基準額：500千円 2 地域で子育て家庭を支える人材育成等事業 地域で子育て支援を行う人材を確保・養成するため、「地域子育て支援ボランティア育成講座」及び「スキルアップ研修会」を実施する。

9 児童措置事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
保育所運営費市町村分県費負担金	988,250	保育所運営費市町村分県費負担金 民間保育所：66か所(中核市除く) 982,505千円 平成17年度精算交付 5,745千円

10 児童手当の支給

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童措置費経常経費	228	市町村に対する児童手当事務指導監査を実施する。
児童手当県負担金	4,300,610	<p>0歳から9歳の児童を養育している者へ手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上に資する。</p> <p>(支給月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>支給に要する費用の県負担</p> <p>被用者 1 / 10 県負担金額 222,565千円 非被用者 1 / 3 県負担金額 292,574千円 小学校修了前特例給付 1 / 3 県負担金額 3,785,471千円</p>
合計	4,300,838	

11 母子保健対策の推進

(1) 乳幼児医療費助成費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
母子福祉費経常経費	59	
乳幼児医療費助成事業	1,413,496	<p>乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、市町村が実施する乳幼児医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。</p> <p>実施主体 61市町村 補助対象年齢 入院・通院とも就学前まで 補助率 1 / 2以内</p>
合計	1,413,555	

(2) 母子保健費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
医療援護事業	74,227 (国庫 31,920) (負担 10,125)	心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るために、身体障がい児、結核児童、妊娠中毒症等の妊婦及び未熟児に対し、必要な医療給付等を行う。 1 自立支援医療費(育成医療) 1,551千円 身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に必要な医療の給付を行う。 2 療育医療 512千円 結核児童(入院)に必要な医療の給付等を行う。 給付内容：医療、学用品、日用品 3 妊娠中毒症等援護事業 76千円 妊娠中毒症等の妊婦が入院7日以上の場合に、21日を限度として支給する。 支給対象者 前年度所得税額が、30,000円以下の世帯 4 養育医療 52,088千円 未熟児(出生体重2,000グラム以下等)で、入院養育の必要な児に対し、医療の給付を行う。
小児慢性特定疾患治療研究事業	277,388 (国庫 128,352)	小児慢性疾患のうち、治療法の確立していない特定の疾患に罹患している児童に対し、治療研究に必要な費用を交付することにより患者家族の医療費の負担を軽減し、児童の健全な育成を図る。 1 小児慢性特定疾患研究事業 273,668千円 治療研究を行うために適当な保険医療機関に事業を委託し、治療研究に必要な費用を交付することによって実施する。 対象疾病 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患 2 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 2,475千円 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。 実施主体：市町村 補助率：市は国庫1/2、町村3/4(国1/2、県費1/4) 給付用具：便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム 3 小児慢性特定疾患治療研究事業認定システム経費 1,245千円 平成17年度に導入した小児慢性特定疾患治療研究事業・育成医療公費負担システムの使用賃借料及び例月医療費請求データ入力作業費

事業名	予算額	内容
不妊専門相談事業	666 (国庫 333)	<p>不妊に悩む夫婦が不妊についての問題の整理や治療等についての自己決定ができるよう、身体的、精神的、社会生活を含めて健康支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不妊総合相談事業 各保健福祉事務所において一般県民から相談を受ける。 2 不妊専門相談事業 県立医科大学医学部附属病院において、保健福祉事務所の総合相談から紹介された者の相談を受ける。 3 専門相談員育成研修事業 不妊相談にあたる保健師等に専門研修を実施する。
先天性代謝異常等検査事業	49,992	<p>フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）及び先天性副腎過形成症の早期発見、早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。</p> <p>検査対象者 新生児 検査対象疾病 先天性代謝異常症（フェニルケトン尿症・メイプルシロップ尿症（楓糖尿症）・ホモシスチン尿症・ガラクトース血症） 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症） 先天性副腎過形成症 検査機関 財団法人福島県保健衛生協会</p>
子どもの虐待予防サポート推進事業	1,436	<p>市町村及び保健福祉事務所が育児不安や虐待に至る恐れのある家庭を早期に発見し、親同士の集団交流や家庭訪問の手法により、適切な支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 育児不安を持つ親のグループミーティング事業 母子保健事業を通して、育児に負担を感じ、虐待に至る恐れのある親等を早期に把握し、悩みを抱える親同士の集団交流を行うことで、育児負担の軽減と虐待の予防を図る。 1,267千円 (1) グループミーティングの実施 実施主体 各保健福祉事務所 実施回数 年8回（方部毎） (2) 事例検討会の実施 実施主体 各保健福祉事務所 実施回数 年2回 2 子どもの虐待予防サポート推進研修事業 育児不安や虐待に至る恐れのある家族等を早期に把握し、適切な育児支援を行うための必要な知識・スキル等を獲得するため、研修会を開催する。 169千円

事業名	予算額	内 容
<p>新生児聴覚検査事業</p>	<p>22,148</p>	<p>聴覚障がい児を早期に発見し、早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を試行的に実施する。</p> <p>1 新生児聴覚検査事業 検査対象者：県が検査を委託した産科医療機関で出生し、県内に住所を有する保護者の新生児 検査委託機関：聴覚検査機器を有する産科医療機関</p> <p>2 新生児聴覚検査事業推進会議 (1) 新生児聴覚検査事業推進会議 開催回数：年2回 参集者：関係団体(産科・小児科・耳鼻科、言語聴覚士)、精検・療育機関、聾学校、学識経験者、聴覚障がい者団体等 (2) 新生児聴覚検査事業推進会議専門部会 開催回数：年2回 参集者：検査機関(産科)、精検・療育機関、聾学校、学識経験者(小児)、保健福祉事務所等</p> <p>3 新生児聴覚検査事業研修会 (1) 新生児聴覚検査事業検査事務担当者(技術者)研修会 (2) 新生児聴覚検査事業行政事務担当者(保健師)研修会 (3) 精密聴覚検査医療機関言語聴覚士派遣研修</p> <p>4 新生児聴覚検査事業普及・指導事務</p>
<p>豊かに「いのち」を育む支援事業</p>	<p>754</p>	<p>思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、地域全体の思春期の子どもたちが性に関する相談や正しい知識・情報がいつでも得られる体制を強化し、子どもたちの健全な育成を図る。</p> <p>1 思春期相談ほっとライン事業 相談窓口を設置し専門相談を実施する。</p> <p>2 産婦人科医等による望まない妊娠予防教育事業 人工妊娠中絶を希望して受診した10代の若者に対して、産婦人科医師等による指導・教育を行う。</p>
<p>赤ちゃん和家庭をつなぐ支援事業(特定不妊治療費助成事業)</p>	<p>42,159 (国庫 21,079)</p>	<p>不妊治療を受けている夫婦のリプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)を尊重し、治療を受けやすい環境を整備する観点から、当該夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。</p> <p>助成対象者 ・体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めないと医師に診断された夫婦 ・夫婦合算の年間所得額が650万円未満であること</p> <p>助成対象となる治療 体外受精、顕微授精</p> <p>助成内容 年間10万円を限度とし 助成期間は最長5年まで</p>

事業名	予算額	内 容
公衆衛生総務費 経常経費（経常行政経費）	5,347 （国庫 1,188） （手数 40） （分担 70）	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子衛生医療事務経費 2 受胎調節実地指導員指定証交付事業 母体保護法施行令第1条第1項、第2項、第3条、第5条に基づく指定証の交付 3 市町村母子保健事業指導事務経費 4 母子保健推進連絡会議事業 母子保健法第5条の規定に基づく母性及び乳幼児の健康の保持増進のため、保健福祉事務所管内の母子保健施策の調整 5 のびゆく子ども支援事業 身体障がい児、長期療養児に対して療育指導を実施するとともに、低出生体重児の発育発達や育児に関する相談事業等を実施する。 また、母子保健事業を円滑に推進できるよう研修会を実施する。 (1) 身体障がい児療育相談 (2) 長期療養児相談会 (3) 未熟児発達相談 (4) 訪問指導 (5) 母子保健指導者研修会 6 東北・北海道ブロック母子保健担当課長会議
新 10代の性いのち生きいきプロジェクト事業	4,696	<p>10代の望まない妊娠や性感染症を未然に防ぐため、学校、家庭、地域の連携を強化し、子どもの発達段階や知識に応じた個別相談体制の充実と子どもたちをサポートする環境作りを行い、次代の親となる10代の子どもたちの健全な育成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 10代の性いのち生きいきプロジェクト推進会議 各保健福祉事務所に推進会議を設置し、当該地域ごとに課題となっている思春期の性の健康問題を分析・協議し、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、有機的な事業を展開する。 2 学校との連携による啓発・個別指導強化事業 学校との連携により、思春期の子どもたちへの正しい性の知識の普及・啓発を強化する。 3 親支援・性と生のワークショップ 幼児から思春期の子どもを持つすべての保護者、地域の大人を対象に性やいのちについて家庭や地域で子どもとどう関わればよいか、大人が主体的に参加し、学習する機会としてのワークショップを開催する。
合 計	478,813 （国庫 182,872） （負担 10,125） （手数 40） （分担 70）	

障がい者支援グループ担当の事業

1 在宅心身障がい者対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容												
心身障害者扶養 共済事業	393,952 (国庫 82,543) (諸収 223,747)	障がいのある方を扶養する保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障がい者になった場合、扶養していた障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。												
重度障がい者支 援事業	2,329,828	<p>1 重度心身障がい者医療費補助事業 2,301,926千円 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。(入院時食事療養費の標準負担額は対象外) 補助率：県1/2 対象者：身体障害者手帳1級・2級、3級の内部障害所持者 療育手帳A所持者 精神保健福祉手帳1級所持者(他法制度の公的給付除く) 療育手帳Bかつ身体障害者手帳所持者。 精神保健福祉手帳2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持者</p> <p>2 在宅重度障がい者対策事業 16,571千円 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市除く) 治療材料費給付事業 月限度額3,000円(県1/2) 衛生器材費給付事業 月限度額4,000円(県1/2)</p> <p>3 人工透析患者通院交通費補助事業 11,331千円 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する費用を助成する。(中核市除く) 対象者：通院費が月額5,000円を超えるもの 補助率：5,000円を超える額の1/2、市町村1/2</p>												
重度心身障がい 者対策事務経費	137	重度心身障がい者対策事務に関する経費												
特別障害者手当 等給付費	174,550 (国庫 130,912)	<p>日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の最重度障がい者に村し特別障害者手当を支給すること等により、障がい者の所得保障と福祉の増進を図る。 負担率：市分(中核市含む)国3/4 町村分 国3/4、県1/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>月額給付単価</th> <th>年間給付延人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>26,520 円</td> <td>4,685 人</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,430 円</td> <td>2,866 人</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当(一般分)</td> <td>14,430 円</td> <td>620 人</td> </tr> </tbody> </table>	手当名	月額給付単価	年間給付延人員	特別障害者手当	26,520 円	4,685 人	障害児福祉手当	14,430 円	2,866 人	経過的福祉手当(一般分)	14,430 円	620 人
手当名	月額給付単価	年間給付延人員												
特別障害者手当	26,520 円	4,685 人												
障害児福祉手当	14,430 円	2,866 人												
経過的福祉手当(一般分)	14,430 円	620 人												
県分特別障害者 手当等施行事務費	1,153	嘱託医に対する診断書審査謝礼												
特別障害者手当 等給付事務経費	97	特別障害者手当等給付事務に関する経費												
合計	2,899,717 (国庫 213,455) (諸収 223,747)													

2 心身障がい者社会復帰対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
授産振興対策事業	6,000	授産関係施設のネットワーク化を図るとともに、授産事業の振興を積極的に推進するため、アンテナショップの設置事業などを行う授産事業支援センターへの助成を行う。
一部新 障がい者小規模 作業所支援事業	281,429 (国庫 8,000)	<p>1 障がい者小規模作業所支援事業 267,429千円 雇用されることが困難な在宅の障がい者に自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自立更生を促進するための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う。</p> <p>ア 運営費補助 補助額：Aランク 年6,000千円×1/2 Bランク 年3,000千円×1/2 Cランク 年1,500千円×1/2</p> <p>イ 訓練者の人数の補助加算(14名上限) 補助額：1名当たり年額152.4千円×1/2</p> <p>2 (新)小規模作業所への支援の充実強化支援事業 2,000千円 新たなサービス体系へ移行促進するため、機能を充実強化する事業に着手する小規模作業所に対して、支援を行う。 1,000～2,000千円×作業所数</p> <p>3 (新)障がい者就労訓練設備等整備事業 12,000千円 新たなサービス体系へ移行するために必要な備品等の購入に対して補助する。 2,000千円×作業所数</p>
合計	287,429 (国庫 8,000)	

3 心身障がい児対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
障がい児者ホームヘルパー研修事業	248	ホームヘルプ事業を円滑に実施するために、既存ホームヘルパーを対象に研修事業を実施する。 対象 30名 研修期間 3日間
重度障がい児(者)日常生活用具給付等事業	6,263 (国庫 3,130)	市町村が実施する重度障がい児(者)日常生活用具給付等事業に対する補助金 給付品目：36品目 補助率：国1/2、県1/4
身体障がい児補装具交付・修理事業	18,745	市町村が実施する身体障がい児補装具交付・修理事業に対する負担金 対象者：18歳未満の身体障がい児 対象品目：24品目 負担率：県1/4
児童・知的障がい者居宅介護支援費補助事業	74,463	日常生活に支障のある障がい児・知的障がい者が身体介護及び家事援助等のサービスを受け市町村が支援費を支給した場合、費用の一部を助成する。 補助率：県1/4

事業名	予算額	内容
児童・知的障がい者短期入所支援費補助	34,944	在宅の障がい児・知的障がい者及びその保護者の疾病やその他の理由により、当該障がい児・知的障がい者が一時的に保護を受け、市町村が支援費を支給した場合、費用の一部を助成する。 補助率：県1 / 4
合計	134,663 (国庫 3,130)	

4 障がい児療育指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
地域療育センター支援事業	7,350	障がい児(小規模)通園事業実施施設が理学療法士等を配置し障がい児の療育の充実を図る場合に県がその事業に対し補助金を交付する。 補助額：児童デイサービス事業所 2,100,000円×2カ所 障がい児小規模通園事業所 3,150,000円×1カ所
障がい児(者)地域療育等支援事業	54,323	1 療育等支援施設事業 (1) 在宅支援訪問療育等指導事業 巡回相談・指導班による在宅障がい児(者)及びその保護者に対する各種相談指導 (2) 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法による在宅障がい児(者)及びその保護者に対する各種相談指導 (3) 施設支援一般指導事業 障がい児通園事業や障がい児保育を行う保育所等の職員に対する技術指導 2 地域生活支援事業 (1) 地域生活支援調整職員(コーディネーター)設置 専任のコーディネーターによる、在宅療育等の相談、援助プログラムの作成、関係機関との調整 実施予定施設：東洋学園児童部、白河こひつじ学園、桜が丘学園、福島市清心荘、ばんだい荘あおば、あかまつ荘、はなわ育成園、あだたら育成園、宇津峰十字の里、原町学園 計 10 施設
児童デイサービス支援費補助事業	47,259	日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行うデイサービスを受けた障がい児に対し、市町村(中核市除く)が支援費を支給した場合、当該支援費等に要する費用の一部を助成する。 補助率：県1 / 4
重症心身障がい児(者)通園事業	17,439 (国庫 8,719)	在宅の重症心身障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させる。 委託先 重症心身障がい児施設等を経営する 社会福祉法人 1ヶ所

事業名	予算額	内容
新 障がい児タイム ケア事業	1,500	障がいのある中高生等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、障がい児の放課後預かり事業を市町村が実施した場合、県が補助する。 補助率 県1 / 4
肢体不自由児地域 リハビリテーション 支援事業	1,456	総合療育センターの専門職スタッフが地域の療育機関を巡回し専門的技術支援を行ない、その技術を移転し蓄積する。
合計	129,327 (国庫 8,719)	

5 障がい者施策推進事業

(1) 施策推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
障がい者計画推進事業	569	1 福島県障がい者施策推進協議会開催経費 県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行う。 委員：14名 開催回数：年2回 2 障がい者計画圏域計画連絡調整会議 保健福祉事務所に障がい者計画圏域計画連絡調整会議を設置し圏域内の連絡・調整等を行うことにより、圏域計画の進行管理及び施策の推進に必要な連絡調整を行う。
一部新 障がい者ケアマネジ メント体制整備 推進事業	2,387 (国庫 971)	1 障がい者ケアマネジメント体制整備検討委員会 保健・医療・福祉関係者及び障がい者団体の代表者等で構成される障がい者ケアマネジメント体制整備検討委員会を設置し、ケアマネジメント体制のあり方の検討等を行う。 年2回開催 2 ケアマネジメント従事者指導者研修事業 県内でケアマネジメント従事者を養成する指導者を確保するため、厚生労働省主催の指導者養成研修会に派遣する。 派遣人数 4名 3 ケアマネジメント従事者養成研修会 障がい者のためのケア計画作成を行えるケアマネジメント従事者を養成する。 養成人員 140名程度 4 (新)相談支援体制整備事業 障害者自立支援法施行に伴い、相談支援体制を市町村に一元化することとしているが、直ちに、市町村では十分な体制を確保できない場合も想定されることから、県自立支援協議会を設置し、県が支援を行う。
ふれあい週間事業	400	1 障がい者ふれあい文化事業 障害者週間(12月3日～9日)を記念し、NPOや社会福祉法人等が開催する障がい者の自立等を目的としたイベントに対しその開催経費の一部を補助する。 補助率：開催経費の1 / 2以内

事業名	予算額	内容
障がい福祉総務費経常経費（経常行政経費）	634 （諸収 1）	障がい福祉に係る経常経費
障がい者地域生活移行自立サポート事業	10,239	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者地域生活体験支援事業 スムーズに地域生活に移行させるために、グループホーム等における住居での生活体験、社会復帰施設等での体験事業を実施する。 補助先：社会福祉法人、NPO法人、精神病院等 補助率：県1/2 2 多機能型地域生活援助事業運営モデル事業 障がいの種別を越えたグループホームの運営を行うとともに、併せて総合的な居宅サービスの提供を行う事業の運営費補助をモデル的に実施し、地域生活移行促進の手法の研究開発に資する。 補助先：社会福祉法人等 補助率：県10/10
障がい者就業生活サポート事業	10,876 （国庫 1,295）	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の就業・生活支援事業 「障害者就業・生活支援センター」及び「障がい者就業・生活サポートセンター」において、就職を希望する障がい者、離職した障がい者、在職障がい者等を対象に、就労支援及び生活支援を併せて行なう。 委託対象 1ヶ所 補助対象 2ヶ所 2 知的障がい者ホームヘルパー養成支援事業 知的障がい者を対象に、3級ホームヘルパー研修を実施するとともに修了者の就労促進を図る。 委託先 「障がい者就業・生活サポートセンター」を設置する社会福祉法人 対象人数 10人 3 精神障がい者ピアヘルパー養成支援事業 精神障がい者を対象に、3級ホームヘルパー研修及び精神障がい者ホームヘルパー特別養成研修を実施し、修了者に対し活動の場を提供する。 委託先 精神障がい者社会復帰施設等を運営する法人等 対象人数 10人
新 障害者自立支援法施行事務費	20,019 （国庫 13,101）	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者介護給付費等不服審査会経費 障害者自立支援法第98条第1項に基づき、市町村が行う介護給付費の支給決定に対する不服審査請求の事件を審査する、福島県障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。 2 自立支援給付に係る社会福祉法人減免補助 介護給付及び訓練等給付の利用者定率負担を社会福祉法人が減免（社会福祉法人減免）した場合に、社会福祉法人に対し補助を行う市町村に対し補助する。 補助先：市町村 補助率：国1/2、県1/4 3 障害者給付認定調査員等研修事業 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営のため、サービス支給決定の条件となる障害程度区分の決定手続きに携わる認定調査員及び市町村審査会委員の研修事業を実施する。

事業名	予算額	内容
新 障がい者地域生活移行支援事業	134,716 (繰入 132,184)	1 圏域別地域生活支援調整事業 地域生活への移行を調整する地域生活支援調整会議を圏域別に設置する。さらに、進行管理と全体調整を行う統括会議を設置する。 2 地域生活移行支援事業 登録した専門家の派遣を行い、地域生活移行の相談支援や助言を行う。 3 地域生活支援基盤整備事業 障がい者の日中活動や生活の場など地域生活を支援するための基盤整備を推進する。 補助先：社会福祉法人等 補助率：県 1 / 2
合計	179,840 (国庫 15,367) (諸収 1) (繰入 132,184)	

(2) 発達障がい者対策費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 発達障がい者支援推進事業	6,405	発達障がい者(児)については、障がいの特性に応じた支援体制が不十分であるため、医療従事者等に対する研修を実施するなど、支援技術の普及に努める。 1 専門研修事業 診断・発達支援等、専門的支援技術の研修を実施する。 (1) 医療従事者研修 3回 (2) 支援者研修 3回 2 支援技術ハンドブック作成事業 発達障がいの特性の解説や支援方法を集約したハンドブックを作成・配布し、支援技術の向上に資する。 3 発達支援機能強化事業 一次支援機能を強化するため、関係機関職員に実地研修等を実施する病院や福祉施設に対し、事業費を補助する。 補助先 2カ所 補助額 2,000千円(定額)
新 発達障がい者支援センター運営事業	10,717 (国庫 5,352) (諸収 9)	発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う発達障がい者支援センターを運営する。
新 発達障がい者支援センター整備事業	29,459	発達障害者の支援の中核機関となる発達障がい者支援センターを総合療育センターに附置するに当たり、総合療育センターの母子入所棟2階部分(約170㎡)を改築し、そこに診察室、心理判定室、相談室などを整備する。
合計	46,581 (国庫 5,352) (諸収 9)	

(3) 社会参加推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
障がい者生活訓練事業	596 (国庫 297)	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障がい者社会生活訓練 身体障がい者に対し点字・手話等の講習会、歩行訓練等についての講座等を組織的に開催する。 2 オストメイト社会適応訓練 ストマ装着者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。 3 音声機能障害者発声訓練・指導者養成 喉頭摘出者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。
中途失明者緊急生活訓練事業	550 (国庫 275)	<p>中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練等指導を行う。 訓練内容：生活訓練、生活講習会</p>
障がい者パソコン活用促進事業	313 (国庫 156)	<p>障がい者の情報障壁の軽減を図る手段として有効なパソコン活用促進を図るため、障がい特性に応じたパソコン導入アドバイス及び指導を行うとともに、適切な相談指導スタッフの養成を行う。</p>
視覚障がい者生活支援センター事業費	2,450 (国庫 288)	<p>視覚障がい者の自立と社会参加を推進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う視覚障がい者生活支援センターを設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障がい者相談員設置事業 視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う相談員を設置する。 2 視覚障がい者生活支援センター運営事業 ・視覚障がい者生活相談 ・社会適応指導事業 ・ボランティア育成 3 点字即時情報ネットワーク 新聞等による最新情報を点字及び音声により迅速に提供する。
要約筆記奉仕員事業	518 (国庫 259)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要約筆記奉仕員養成 中途失聴者、難聴者で手話を理解できない者に対し、会合等で話を的確に要約し同時通訳する要約筆記奉仕員を養成する。 予算額：278千円（国庫 139千円） 2 要約筆記奉仕員派遣 中途失聴者、難聴者が会合等に出席する場合において、円滑な意思の疎通を図るため、要約筆記奉仕員を派遣する。 予算額：240千円（国庫 120千円）

事業名	予算額	内容
手話奉仕員・通訳者事業	1,598 (国庫 799)	<ol style="list-style-type: none"> 手話奉仕員派遣 聴覚障がい者が公的機関等に赴く時において、円滑な意思疎通を図るうえで、支障がある場合に手話奉仕員を派遣する。 予算額：360千円（国庫 180千円） 手話通訳者養成 身体障がい者の福祉の概要や手話通訳の役割・責務について理解ができ、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する。 予算額：822千円（国庫 411千円） 手話通訳者派遣 聴覚障がい者が公的機関に赴く時において、意思の疎通を図る上で、手話通訳者の派遣が適当な場合、手話通訳者を派遣する。 予算額：360千円（国庫 180千円） 手話奉仕員指導者養成 手話奉仕員を養成する指導者を育成するため研修会に派遣する。 養成人員：1名 予算額：56千円（国庫 28千円）
盲ろう者通訳・介助員事業	2,564 (国庫 1,282)	<ol style="list-style-type: none"> 盲ろう者通訳・介助員養成 盲ろう者が、公的機関に赴く時等、社会生活で円滑な意思の疎通が図られるよう、盲ろう者通訳・介助員を養成する。 予算額：260千円（国庫 130千円） 盲ろう者通訳・介助員派遣 盲ろう者が公的機関に赴く時、円滑な意思の疎通を図るため、盲ろう者通訳・介助員を派遣する。 予算額：2,304千円（国庫 1,152千円）
手話通訳員設置事業	3,898 (国庫 1,936) (諸収 25)	<p>ろうあ者の家庭生活、社会参加におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳員を県庁内に設置する。</p> <p>設置人員：2名</p>
補助犬育成・貸与事業	1,500 (国庫 750)	<p>重度障がい者に身体障がい者補助犬を貸与することにより、社会活動への参加を促進する。</p> <p>育成・貸与頭数：1頭 委託先：補助犬訓練施設</p>
障害者社会参加推進センター運営事業	11,395 (国庫 5,697)	<p>障がい者の社会参加施策の効率的かつ均衡ある展開を図るため、三障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）共通のセンターとしてその機能の強化、協議会等の拡充を図る。</p>
「障がい者110番」運営事業	2,169 (国庫 1,084)	<p>障がい者の人権に係わる専門の相談窓口を開設し、相談に応じ、人権保護のための支援を行う。</p>
相談員活動強化事業	338 (国庫 169)	<p>身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員による障がい者の身近な地域における相談活動等を支援するため研修会を実施する。</p>
聴覚障がい者ビデオライブラリー事業	2,105 (国庫 1,052)	<p>聴覚障がい者のために字幕入りビデオテープを貸出し、情報の提供と社会参加の促進を図る。</p> <p>委託先 製作：(社)聴力障害者情報文化センター</p>

事業名	予算額	内容
一部新 市町村障がい者 社会参加促進事業	21,304	市町村がニーズに即し、手話通訳員の設置、点訳奉仕員等の養成・派遣点字広報の発行、自動車改造助成、各種生活訓練、福祉機器リサイクル等を実施するメニュー事業に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市含む） 補助率：県1/4 国1/2
障がい者情報バ リアフリー化支援 事業	2,000 (国庫 1,000)	重度視覚障がい者や重度上肢不自由者が情報機器を使用するにあたり必要となる周辺機器やソフト等の購入経費の一部を助成する。（中核市含む） 補助率：国1/3、県1/3
合計	53,298 (国庫 15,044) (諸収 25)	

(4) スポーツ振興事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
全国障害者ス ポーツ大会選手団派 遣事業	7,452	1 第6回全国障害者スポーツ大会への選手団派遣 開催場所：兵庫県 開催月日：平成18年10月14日～10月16日 派遣人員：選手等53名 予算額：6,980千円 2 第6回全国障害者スポーツ大会東北・北海道ブロック予選 実施競技：知的サッカー競技 開催場所：福島市 開催月日：平成18年6月11日 予算額：472千円
福島県障がい者 総合体育大会開催 事業	3,114 (国庫 1,557)	第44回福島県障がい者総合体育大会の開催 開催場所：郡山市、三春町 開催月日：平成18年5月21日
障がい者スポ ーツ教室開催事業	1,479 (国庫 739)	障がい者のスポーツ活動への参加促進を図るため、障がい者個々人の特性やニーズに応じた各種スポーツ教室を開催する。 内容：種目別32回、団体別約10団体 委託先：(財)福島県障がい者スポーツ協会
財団法人福島県 障がい者スポーツ 協会運営費補助金	3,239	本県の障がい者スポーツの振興を推進する中核的組織としての協会に対し、その円滑な運営を期するため運営費の一部を助成する。
合計	15,284 (国庫 2,296)	

6 身体障がい者扶助費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
重度身体障がい 者日常生活用具給 付等事業	42,259 (国庫 21,129)	市町村が実施する身体障がい者に対する日常生活用具給付事業に対する補助金 補助率：県1/4

事業名	予算額	内容
身体障がい者補装具交付・修理費	67,391	市町村が実施する身体障がい者補装具交付・修理事業に対する負担金 対象者：18歳以上の身体障がい者 負担率：県1/4
身体障がい者更生医療給付費	25,390	市町村が実施する身体障がい者の更生のために必要な医療費の給付事業に対する負担金 負担率：県1/4
身体障がい者更生訓練費・就職支度金事業	2,646 (国庫 1,736)	1 身体障がい者更生訓練費給付事業 市町村が実施する更生援護施設における訓練及び通所のための費用の給付に対する補助金 支給対象者：更生施設、授産施設の入所者 支給額：15日以上の訓練の場合 2,100～6,300円 補助率：国1/2、県1/4 2 身体障がい者就職支度金支給事業 市町村が実施する施設入所者の就職支度金支給事業に対する補助金 支給対象者：1人36,000円×1人分 補助率：国1/2、県1/4
進行性筋萎縮症患者療養等給付事業	24,346	市町村が実施する進行性筋萎縮症患者に対する療養費等の給付事業に対する補助金 支給対象者：36人分 補助率：国1/2、県1/4
授産施設等事務費	5,616 (国庫 3,742)	町村が実施する社会事業授産施設への事務費補助に対する補助金 対象施設：3施設 7人分 補助率：国1/2、県1/4
身体障がい者施設訓練等支援費	352,276 (国庫 1,500)	1 身体障がい者施設訓練等支援費 旧身体障害者福祉法の規定に基づき、障がい者施設等において身体障がい者に対する指導、訓練等に係る費用の1/4を負担する。 2 (新)介護給付・訓練等給付費 障害者自立支援法規定に基づき、市町村が支弁する訓練等給付に要する費用の1/4を負担する。 3 (新)障がい者就労訓練設備等整備事業 旧身体障害者福祉法に基づく施設等が障害者自立支援法下の新事業体系に移行するに当たり、必要な備品等の購入に対して補助を行う。 補助先：市町村 補助率：国1/2、県1/4
合計	519,924 (国庫 28,107)	

7 身体障がい者福祉法施行事務費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
身体障がい者福祉法施行関連事業	3,215 (国庫 1,141)	1 更生医療審査支払委託料 更生医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払いに関する事務の委託 委託先：社会保険診療報酬支払基金 国民健康保険団体連合会 2 身体障がい者相談員設置事業 地域にあって身体障がい者の更生援護に関する相談、指導、助言を行うため身体障がい者相談員の設置する。 設置者数：87人(中核市除く) 報償費：年1人21,000円 3 (新)身体障害児(者)実態調査 身体障がい児(者)の障がいの種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況、障がい別ニーズの状況等の把握を行い身体障がい児(者)福祉・雇用施策の推進に必要な基礎資料を目的に実施する。
身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	978	身体障がい者福祉法施行事務に関する一般経費
合計	4,193 (国庫 1,141)	

8 身体障がい者福祉対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
身体障がい者デイサービス支援費	31,760	地域において就労の機会等が得がたい在宅の身体障がい者が通所して創造活動、軽作業、日常生活訓練等を行うことによりその自立を助るとともに生きがいを高める。 負担(補助)先：市町村 負担(補助)率：県1/4
在宅重度身体障がい者訪問診査事業費	162	在宅の重度身体障がい者に対し医師、看護婦、身体障害者福祉司を派遣し診査及び更生相談を行う事業に対し助成する。 補助先：町村 負担率：県1/4
障がい者自立生活センター支援事業費	5,500	障がい者が主体性を持って、地域の中で自立した生活を送れるように、障がい者が自ら運営し、障がい者自身が各種サービスを提供する「障がい者自立生活センター」活動を支援する。 補助先：福島市、会津若松市、いわき市、船引町 補助率：県1/2
ピア・カウンセリング普及活動事業	312	ピアカウンセリングの普及及びピアカウンセラーの養成を行う。 集中講座(20時間)及び長期講座(40時間)の開催 委託先：福島県自立生活センター協議会

事業名	予算額	内 容
身体障がい者居宅介護支援費	175,431	日常生活を営むうえに支障のある障がい者に対し家事、介護等の日常生活の世話及び外出時の付添いを行う。 負担(補助)先：市町村 負担(補助)率：県 1 / 4
身体障がい者短期入所支援費	13,591	重度身体障がい者を介護している家族が疾病等の理由により居宅において介護できない場合に当該身体障がい者を一時的に身体障害者療護施設等に保護し、これら居宅の身体障がい者及びその家族の福祉の向上を図る。 負担(補助)先：市町村 負担(補助)率：県 1 / 4
身体障がい者訪問入浴サービス事業	17,030	デイサービス施設への通所が困難な在宅の重度身体障がい者を対象に、居宅を訪問し、入浴介護サービスを行う事により、自立促進を図る。 補助先：市町村 補助率：県 1 / 4
合 計	243,786	

9 障がい者総合福祉センターの運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
身体障がい者更生相談所事業	2,917	身体障がい者の生活、医療、施設入所、補装具等について相談、指導判定等を行うことにより、身体障がい者の自立更生を促進する。 相談・指導・判定業務 市町村職員研修 身体障がい者支援対策強化事業 ・補装具適正化連絡協議会の開催 ・リハビリテーション関係職員研修 義肢・装具製作業務 身体障害者手帳交付業務
知的障がい者更生相談・指導・判定業務	1,694	福島県知的障害者更生相談所の業務運営に係る経費 1 相談・指導・判定業務 知的障がい者に対する相談・指導・判定会の実施 2 障がい程度区分に係る経費 市町村が新規で知的障がい者の支給決定をするにあたり、必要な助言・判定を行う。
障がい者福祉施設費経常経費(運営経費)	9,359 (財収 650)	障がい者総合福祉センターの運営等に係る経常経費
障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	1,152 (財収 487)	身体障害者手帳認定、交付に係る経常経費
合 計	15,122 (財収 1,137)	

10 点字図書館の運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 点字図書館の管理 運営経費	36,275 (国庫 11,680) (諸収 28)	<p>1 点字図書館の指定管理者委託料 平成18年4月1日から点字図書館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者への委託料を計上する。 委託先：(社)福島県盲人協会</p> <p>2 建築基準法12条に基づく県有建築物定期点検 改正された建築基準法第12条に基づき、点字図書館の定期点検を実施する。</p>

11 知的障がい者援護施設等保護費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
知的障がい者援護 施設等保護費	999,874 (国庫 14,583)	<p>1 知的障がい者更生・授産施設保護費 18歳以上の施設利用を希望する又は必要とする知的障がい者を支援し、その自立・更生に必要な指導・訓練を行うための施設訓練等支援費を、援護の実施者である市町村が障がい者に対して支給した実績に対して国が1/2、県が1/4を負担する。</p> <p>2 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助 就労している知的障がい者を職場に通勤させながら、一定期間入所者を指導することにより、入所者の社会適応能力を向上させ、知的障がい者の円滑な社会復帰を図るための施設訓練等支援費を、援護の実施者である市町村が障がい者に対して支給した実績に対して国が1/2、県が1/4を補助する。</p> <p>3 社会事業授産施設等運営費補助金 生活保護法及び社会福祉法に基づく授産施設を利用している知的障がい者にかかる施設事務費に対し補助する。 対象施設：4施設 補助先：町村 補助率：国1/2、県1/4</p> <p>4 知的障がい者職親委託事業 知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うため、市町村が職親に対して支出した委託料の3/4を県が補助し、その内2/3を国が県に対して補助する。</p> <p>5 (新)障がい者就労訓練 設備等整備事業 新事業体系に移行するに当たり必要な備品等の購入に対して補助を行う。 補助先：市町村 補助率：国1/2、県1/4</p>

12 在宅知的障がい者対策費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
在宅知的障がい者対策費	119,035 (国庫 2,591)	<p>1 知的障がい者地域生活援助事業 知的障がい者グループホーム事業に対し、支援費等の支給を行う。 補助先：市町村 補助率：県1/4</p> <p>2 知的障がい者地域生活ホーム事業 国庫補助対象外の知的障がい者グループホーム事業に対し、補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く）</p> <p>3 知的障がい者デイサービス事業 知的障がい者デイサービス事業に対し、支援費の支給を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 補助率：県1/4</p> <p>4 知的障がい者生活支援事業 知的障がい者生活支援センターにおいて、単身で生活している知的障がい者の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行うことにより、地域生活への移行を推進する。 委託先：通勤寮等を経営する社会福祉法人 1か所</p>

13 知的障がい者福祉法施行事務費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
知的障がい者福祉費経常経費（経常行政経費）	666	知的障がい者福祉法施行事務に関する経常経費
知的障害者福祉法施行関連事業	2,458 (諸収 8)	<p>1 知的障がい者相談員設置事業 在宅の知的障がい者の更生援護に関する相談、指導、助言を行うため知的障がい者相談員を設置する。 設置者数：59人（中核市除く） 報償費：年1人当たり21,000円</p> <p>2 知的障がい者福祉事務に係る臨時職員雇用経費 知的障がい者福祉に係る事務に従事する臨時職員雇用経費</p>
合計	3,124 (諸収 8)	

14 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
社会福祉施設整備事業	486,535 (国庫 324,355)	<p>1 身体障がい者療護施設整備事業 身体障がい者療護施設に相当するサービス提供施設を設置する社会福祉法人等に施設整備費の一部を補助する。 創設 1 (定員52) 新規 1 (定員52)</p> <p>2 知的障がい者授産施設(通所)設整備事業 知的障がい者通所授産施設に相当するサービス提供施設を設置する社会福祉法人等に施設整備費の一部を補助する。 創設 1 (定員40) 増改築 1 (定員25) 継続 1 (定員40) 新規 1 (定員25)</p> <p>3 知的障がい者デイサービスセンター整備事業 知的障がい者デイサービスセンターに相当するサービス提供施設を設置する社会福祉法人等に施設整備費の一部を補助する。 創設 1 (定員15) 新規 1 (定員15)</p> <p>4 身体障がい者授産施設(通所)整備事業 身体障がい者通所授産施設に相当するサービス提供施設を設置する社会福祉法人等に施設整備費の一部を補助する。 創設 1 (定員30) 新規 1 (定員30)</p>
社会福祉施設整備利子補給事業	13,227	<p>社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) 対象施設：光洋愛成園 外13施設 補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、借入れ利率で除した額を補助</p>
合計	499,762 (国庫 324,355)	

15 児童措置費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容																								
児童措置費	2,431,816 (国庫1,175,685) (負担 72,985)	<p>児童施設(県立県営施設を除く)の措置費及び障害児施設給付費</p> <table border="0"> <tr> <td>知的障がい児施設</td> <td>7施設</td> <td>259人</td> </tr> <tr> <td>知的障がい児通園施設</td> <td>2施設</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>重症心身障がい児施設</td> <td>7施設</td> <td>268人</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児を入所させる指定医療機関</td> <td>2施設</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児施設</td> <td>2施設</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児通園施設</td> <td>1施設</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>1施設</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22施設</td> <td>645人</td> </tr> </table>	知的障がい児施設	7施設	259人	知的障がい児通園施設	2施設	55人	重症心身障がい児施設	7施設	268人	肢体不自由児を入所させる指定医療機関	2施設	2人	肢体不自由児施設	2施設	34人	肢体不自由児通園施設	1施設	26人	ろうあ児施設	1施設	1人	計	22施設	645人
知的障がい児施設	7施設	259人																								
知的障がい児通園施設	2施設	55人																								
重症心身障がい児施設	7施設	268人																								
肢体不自由児を入所させる指定医療機関	2施設	2人																								
肢体不自由児施設	2施設	34人																								
肢体不自由児通園施設	1施設	26人																								
ろうあ児施設	1施設	1人																								
計	22施設	645人																								

16 県立施設管理運営費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	401,110	指定管理者制度の導入に伴い、県立の障がい者福祉施設の管理運営を指定管理者に委託する。 福島県総合社会福祉施設太陽の国(ひばり寮、きびたき療、けやき荘、かしわ荘、かえで荘) 矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮 ばんだい荘わかば、ばんだい荘あおば
障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	1,032	ばんだい荘事務経費 敷地借上料 面積 21,499m ²
大笹生学園運営費	58,169 (国庫 17,801) (負担 4,540) (使用 1,318) (諸収 104)	大笹生学園管理運営に係る経費 定員 100人 (暫定定員 53人)
総合療育センター施設運営費	250,725 (国庫 55,282) (負担 7,186) (使用 118,481) (財収 139) (諸収 136)	総合療育センター管理運営に係る経費 定員 110人 入所 80人 通所 20人 母子入所 10人
郡山光風学園管理運営費	17,858 (国庫 7,908) (負担 1,867) (使用 250)	郡山光風学園管理運営に係る経費 定員 110人 (暫定定員 20人)
児童福祉施設費経常経費(施設管理経費)	167,677 (国庫 28,455) (使用 87,888) (諸収 14)	児童福祉施設に係る経常経費
合計	896,571 (国庫 109,446) (負担 13,593) (使用 207,937) (財収 139) (諸収 254)	

17 精神保健福祉費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容										
障がい者の明るい暮らし促進事業	3,051 (国庫 2,006)	<p>1 市民精神保健福祉研修会 精神障がい者の人権と精神保健福祉についての関心を高め、精神障がい者の良き理解者として自主的に活動できる人材を育成する研修会を開催する。 実施主体：各保健福祉事務所</p> <p>2 家族会活動等の学習事業 精神障がい者の家族等が疾病や障がい者福祉制度を系統的に理解し、家族のかかわり方や具体的活動の展開方法を学習する。 実施主体：各保健福祉事務所</p> <p>3 家族相談員養成講習会開催事業 精神障がい者やその家族が、同じ障がいを持つ障がい者や家族に対し共感的働きかけや自立に必要な援助ができる人材を育成するための講習会を開催する。 委託先：福島県精神障害者家族会連合会</p> <p>4 精神障がい者家族相談員紹介事業 各圏域毎に、精神保健福祉に関する相談に応じ、生活を支援する相談員を配置し、当事者相互に支え合う体制を整備する。 委託先：福島県精神障害者家族会連合会</p> <p>5 精神障がい者レクリエーション教室開催事業 精神障がい者、家族、一般県民が、授産製品の展示販売やスポーツ交流を通して、精神障がい者の理解とお互いの連携を深めるため交流する。 委託先：福島県精神障害者家族会連合会</p> <p>6 精神障がい者当事者リーダー研修会開催事業 ピアカウンセリングリーダーの育成を図るための研修会を開催する。 委託先：福島県精神障害者団体連合会</p>										
精神障がい者社会適応訓練事業	12,200	<p>回復途上にある在宅精神障がい者で就労意欲のある者を、県に登録した協力事業所に一定期間訓練を委託し、円滑な社会復帰を援助する。 委託予定人員：44人(委託期間6か月) 委託金：1日2,000円 普通傷害保険：訓練生の死亡・後遺障害300万円 入院1日4千円 通院1日2.5千円</p>										
精神障がい者社会復帰施設整備事業	2,001 (国庫 1,334)	<p>精神障がい者通所授産施設に相当するサービス提供施設の整備を行う社会福祉法人に対して整備費の一部を補助する。 事業主体等：社会福祉法人希望の杜福祉会 規模：定員20名(新設)</p>										
精神障がい者社会復帰施設運営事業	551,792 (国庫 282,458)	<p>精神障がい者の社会復帰を促進するため、法定社会復帰施設の運営費について補助を行う。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">精神障がい者生活訓練施設</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3か所</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者通所授産施設</td> <td style="text-align: right;">6か所</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者福祉ホーム</td> <td style="text-align: right;">5か所</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者地域生活支援センター</td> <td style="text-align: right;">10か所</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者小規模通所授産施設</td> <td style="text-align: right;">5か所</td> </tr> </table>	精神障がい者生活訓練施設	3か所	精神障がい者通所授産施設	6か所	精神障がい者福祉ホーム	5か所	精神障がい者地域生活支援センター	10か所	精神障がい者小規模通所授産施設	5か所
精神障がい者生活訓練施設	3か所											
精神障がい者通所授産施設	6か所											
精神障がい者福祉ホーム	5か所											
精神障がい者地域生活支援センター	10か所											
精神障がい者小規模通所授産施設	5か所											
精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業	827	<p>第2種社会福祉事業である精神障がい者社会復帰施設の施設整備を支援・促進するため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子を補給する。 3法人(3施設)</p>										

事業名	予算額	内容
精神障がい者居宅生活支援事業	150,192 (国庫 100,005)	<p>1 精神障がい者居宅介護等(ホームヘルプサービス)事業 精神障がいのために日常生活を営むのに支障がある精神障がい者に対して、居宅において食事、身の清潔等必要な介護を行う事業に補助する。 補助先：市町村 補助率：国1/2、県1/4</p> <p>2 精神障がい者短期入所事業 家族が疾病、冠婚葬祭、事故等により、在宅における処遇が一時的に困難となっている精神障がい者を短期入所(ショートステイ)させる事業に補助する。 補助先：市町村 補助率：国1/2、県1/4</p> <p>3 精神障がい者地域生活援助事業 地域で共同生活を営む精神障がい者に対し、世話人による日常生活上の援助体制を確保して、自立生活を支援する。 補助先：市町村 補助率：国1/2、県1/4</p> <p>4 精神障がい者ホームヘルパー養成研修 ホームヘルパーの資格を有する者に対し、精神障がい者のホームヘルプサービスを行うために必要な知識・技術に関する研修を行う。</p>
精神障がい者福祉費経常経費(運営経費)	1,488	<p>1 精神保健福祉審議会 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について知事の諮問に答えるほか、知事に意見を具申する。</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳交付事業 精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、もって自立と社会参加の促進を図る。 申請窓口 各市町村</p>
こころの健康相談支援事業	1,000	<p>さまざまな問題を抱え自殺の危機に追い込まれている人などの電話相談を行っている「福島いのちの電話」の相談体制を、24時間体制に充実強化するための相談員の養成研修に係る経費の一部を助成する。 補助先：社会福祉法人福島いのちの電話 補助率：1/2</p>
合計	722,551 (国庫 385,803)	

18 精神保健医療費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
精神科救急医療システム整備事業	67,219 (国庫 33,366)	<p>夜間・休日において、病状の急変等により緊急に精神科医療を必要とする者の適切な医療を確保するため、地域の実情に応じて診療応需体制等をシステム化することによって、精神疾患の再発防止や地域生活支援を図る。</p> <p>1 連絡調整委員会運営事業 精神科救急システム事業の円滑な実施を図るため、精神科病院協会、警察、消防等の関係機関との会議を年2回開催する。</p> <p>2 精神科救急医療システム事業 夜間・救急において、各ブロックごとに精神科救急医療機関を確保し、輪番制により診療応需体制を整備する。</p>

事業名	予算額	内容
精神科移送システム事業	1,625 (国庫 1,015)	緊急な入院が必要にもかかわらず、本人の同意に基づいた入院を行うにないと指定医が判定した精神障がい者を知事が応急入院指定病院に移送するシステムを整備し、治療の必要性を自ら判断できない精神障がい者の受療の機会を確保する。
精神保健医療費	1,883,311 (国庫 933,270)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健指定医による診察 精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を精神保健指定医に診察させ、その結果必要と認められる者を県立病院又は指定病院に入院させる。 2 措置入院者医療費公費負担 知事が決定した措置入院者の医療費を公費負担し、措置入院者の適正な医療及び保護を図る。 3 通院医療費公費負担 精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、適正医療の普及を図る。 4 診療報酬請求審査事務委託 5 精神医療審査会 精神障がい者の医療及び法律等に関し学識経験を有する者のうちから任命させた委員によって合議体を構成し審査を行う。 6 措置入院者定期病状報告料 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 7 医療保護入院者定期病状報告報告料 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。
精神障がい者地域生活移行促進事業	9,225 (国庫 2,339)	<p>病状が安定し入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における受け皿がない等の理由で入院を余儀なくされている精神障がい者に対し、活動の場を提供し退院訓練を行うことにより、社会的入院を解消し、地域生活への移行を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会資源に関する出張講座 保健所職員及び協力者が医療機関内に出向いて、社会資源に関する出張講座を実施する。 2 自立支援事業の実施 自立支援員を設置し、自立支援計画に基づき退院のための訓練等を実施する。 3 地域生活移行促進事業運営委員会の開催 自立支援事業に関する事業効果の評価や助言等を行う委員会を設置する。

事業名	予算額	内容
一部新 こころの健康・ 自殺予防対策事業	3,705	<p>深刻な自殺者数の増加に対して、自殺予防対策行動計画を作成し、普及啓発と自殺の要因であるうつ病の早期発見についての対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県自殺予防対策推進協議会の開催 自殺予防に関する知識の普及と対策の全県的な推進を図ることを目的に設置し、市町村、教育、労働、警察等の関係機関及び医師会、報道機関等の関係機関による協議会を設置し、自殺予防対策行動計画の作成及びその進行管理を行う。 2 中高年のうつ病対策事業 自殺率の高い市町村等を対象に45歳以上の住民に対するうつ病のスクリーニングとハイリスク者への支援を行い、市町村等における自殺予防対策の定着を図る。 3 自殺予防対策キャンペーンの実施 自殺予防の必要性について県民の理解を深める機会とするセミナーを開催する。
合計	1,965,085 (国庫 969,990)	

19 精神保健訪問指導費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
精神保健費経常経費 (経常行政経費)	7,674 (国庫 703)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神訪問指導事業 各保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。 2 地域参加型グループワーク推進事業 疾病の再発を予防し、社会参加と自立を促進するため、グループ活動を通して社会適応能力の向上を図る。 3 保健所・市町村等支援事業費 精神保健福祉分野における技術的中枢として、保健所・市町村・精神障がい者社会復帰施設等関係機関に対する技術指導及び研修を実施し、職員の資質の向上を図る。 4 精神医療費事務経費

20 精神保健福祉センター費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
精神保健費経常経費 (運営経費)	4,375 (国庫 547) (諸収入 14)	精神保健福祉センターの運営に係る事務経費
精神保健福祉センター 特定相談事業	4,079 (国庫 451) (使用 3,168)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健福祉相談事業 アルコール関連問題及び思春期精神保健に関する相談(特定相談)を実施する。 2 精神保健福祉に関する調査・研究事業 3 相談に付随する診療等の実施 精神保健福祉に関する複雑な相談指導に伴う診療等を実施する。

事業名	予算額	内容
心の健康づくり 相談事業	2,364 (国庫 93)	<p>近年の社会生活環境の複雑化に伴い、ストレスが増大し、様々な精神的な問題が増大していることから、精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり等の問題、アルコール等のアディクション問題、精神疾患も含めた心の病に関する専門相談窓口を設置し、県民の心の健康の保持増進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こころの電話相談 精神保健福祉センターにおいて、専門知識を有する者により、専用電話による相談の窓口(こころの電話)を設置し、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。 2 思春期精神保健セミナー 思春期精神保健に関する知識の普及やひきこもり等の相談指導を行うことで適応障害等の早期発見とひきこもり当事者の支援を行う。 3 アディクション伝言板の発行 アルコール依存症等の嗜癪(アディクション)問題に対応するため、民間団体を含めた嗜癪の自助グループ等の情報について広く関係者に周知し、嗜癪に悩む当事者及び家族等を支援する。
合 計	10,818 (国庫 1,091) (使用 3,168) (諸収 14)	

(4) 事業費

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
社会福祉総務費(061-004)	494,006	34,711	208	459,087	
婦人保護対策費	32,230	8,848	181	23,201	
婦人保護対策費経常経費	190			190	児2
配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	11,105	4,038	74	6,993	児2
DV防止総合対策事業	3,309	1,245		2,064	児2
女性のための相談支援センター事業	17,626	3,565	107	13,954	児2
婦人相談所費	59,895	25,424	27	34,444	
婦人相談所管理運営費	59,895	25,424	27	34,444	児3
社会福祉推進費	401,881	439		401,442	
家庭の虐待防止対策事業	771	439		332	児1
県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	401,110			401,110	障16
障がい福祉総務費(062-001)	3,698,102	266,011	355,957	3,076,134	
心身障害者扶養共済制度費	393,952	82,543	223,747	87,662	
心身障害者扶養共済事業	393,952	82,543	223,747	87,662	障1
重度心身障がい者対策費	2,329,965			2,329,965	
重度障がい者支援事業	2,329,828			2,329,828	障1
重度心身障がい者対策事務経費	137			137	障1
特別障害者手当等費	175,800	130,912		44,888	
特別障害者手当等給付費	174,550	130,912		43,638	障1
県分特別障害者手当等施行事務費	1,153			1,153	障1
特別障害者手当等給付事務経費	97			97	障1
心身障がい者社会復帰対策費	287,429	8,000		279,429	
授産振興対策事業	6,000			6,000	障2
障がい者小規模作業所支援事業	281,429	8,000		273,429	障2
心身障がい児対策費	134,663	3,130		131,533	
障がい児者ホームヘルパー研修事業	248			248	障3
重度障がい児(者)日常生活用具給付等事業	6,263	3,130		3,133	障3
身体障がい児補装具交付・修理事業	18,745			18,745	障3
児童・知的障がい者居宅介護支援費補助	74,463			74,463	障3
児童・知的障がい者短期入所支援費補助	34,944			34,944	障3
障がい児療育指導費	127,871	8,719		119,152	
地域療育センター支援事業	7,350			7,350	障4
障がい児(者)地域療育等支援事業	54,323			54,323	障4
児童デイサービス支援費補助	47,259			47,259	障4
重症心身障がい児(者)通園事業	17,439	8,719		8,720	障4
障がい児タイムケア事業	1,500			1,500	障4

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
施策推進費	248,422	32,707	132,210	83,505	
障がい者計画推進事業	569			569	障5(1)
障がい者ケアマネジメント体制整備推進事業	2,387	971		1,416	障5(1)
ふれあい週間事業	400			400	障5(1)
障がい者生活訓練事業	596	297		299	障5(3)
中途失明者緊急生活訓練事業	550	275		275	障5(3)
障がい者パソコン活用促進事業	313	156		157	障5(3)
視覚障がい者生活支援センター事業費	2,450	288		2,162	障5(3)
要約筆記奉仕員事業	518	259		259	障5(3)
手話奉仕員・通訳者事業	1,598	799		799	障5(3)
盲ろう者通訳・介助員事業	2,564	1,282		1,282	障5(3)
手話通訳員設置事業	3,898	1,936	25	1,937	障5(3)
補助犬育成・貸与事業	1,500	750		750	障5(3)
障害者社会参加推進センター運営事業	11,395	5,697		5,698	障5(3)
「障がい者110番」運営事業	2,169	1,084		1,085	障5(3)
相談員活動強化事業	338	169		169	障5(3)
聴覚障がい者ビデオライブラリー事業	2,105	1,052		1,053	障5(3)
市町村障がい者社会参加促進事業	21,304			21,304	障5(3)
障がい者情報バリアフリー化支援事業	2,000	1,000		1,000	障5(3)
全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業	7,452			7,452	障5(4)
福島県障がい者総合体育大会開催事業	3,114	1,557		1,557	障5(4)
障がい者スポーツ教室開催事業	1,479	739		740	障5(4)
財団法人福島県障がい者スポーツ協会運営費補助金	3,239			3,239	障5(4)
障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費)	634		1	633	障5(1)
障がい者地域生活移行自立サポート事業	10,239			10,239	障5(1)
障がい者就業生活サポート事業	10,876	1,295		9,581	障5(1)
障害者自立支援法施行事務費	20,019	13,101		6,918	障5(1)
障がい者地域生活移行支援事業	134,716		132,184	2,532	障5(1)
発達障がい者対策費	46,581	5,352	9	41,220	
発達障がい者支援推進事業	6,405			6,405	障5(2)
発達障がい者支援センター運営事業	10,717	5,352	9	5,356	障5(2)
発達障がい者支援センター整備事業	29,459			29,459	障5(2)

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
身体障がい者福祉費(063-001)	767,903	29,248		738,655	
扶助費	519,924	28,107		491,817	
重度身体障がい者日常生活用具給付等事業	42,259	21,129		21,130	障6
身体障がい者補装具交付・修理費	67,391			67,391	障6
身体障がい者更生医療給付費	25,390			25,390	障6
身体障がい者更生訓練費・就職支度金事業	2,646	1,736		910	障6
進行性筋萎縮症者療養等給付事業	24,346			24,346	障6
授産施設等事務費	5,616	3,742		1,874	障6
身体障がい者施設訓練等支援費	352,276	1,500		350,776	障6
施行事務費	247,979	1,141		246,838	
身体障がい者福祉法施行関連事業	3,215	1,141		2,074	障7
身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	978			978	障7
身体障がい者デイサービス支援費	31,760			31,760	障8
在宅重度身体障がい者訪問診査事業費	162			162	障8
障がい者自立生活センター支援事業費	5,500			5,500	障8
ピア・カウンセリング普及活動事業	312			312	障8
身体障がい者居宅介護支援費	175,431			175,431	障8
身体障がい者短期入所支援費	13,591			13,591	障8
身体障がい者訪問入浴サービス事業	17,030			17,030	障8
知的障がい者福祉費(064-001)	1,122,033	17,174	8	1,104,851	
扶助費	1,118,909	17,174		1,101,735	
知的障がい者援護施設等保護費	999,874	14,583		985,291	障11
在宅知的障がい者対策費	119,035	2,591		116,444	障12
施行事務費	3,124		8	3,116	
知的障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	666			666	障13
知的障がい者福祉法施行関連事業	2,458		8	2,450	障13
精神障がい者福祉費(071-001)	722,551	385,803		336,748	
精神保健福祉費	722,551	385,803		336,748	
障がい者の明るい暮らし促進事業	3,051	2,006		1,045	障17
精神障がい者社会適応訓練事業	12,200			12,200	障17
精神障がい者社会復帰施設整備事業	2,001	1,334		667	障17
精神障がい者社会復帰施設運営事業	551,792	282,458		269,334	障17
精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業	827			827	障17
精神障がい者居宅生活支援事業	150,192	100,005		50,187	障17
精神障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	1,488			1,488	障17
こころの健康相談支援事業	1,000			1,000	障17

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
社会福祉施設費(068-033)	543,101	333,021		210,080	
社会福祉施設整備費	543,101	333,021		210,080	
社会福祉施設整備事業	486,535	324,355		162,180	障14
社会福祉施設整備利子補給事業	13,227			13,227	障14
児童厚生施設整備費補助金	17,332	8,666		8,666	子1
社会福祉施設整備利子補給事業	6,449			6,449	子1
会津児童相談所整備事業	19,558			19,558	児4
障がい者福祉施設費(081-001)	52,429	11,680	1,165	39,584	
身体障がい者更生相談費	2,917			2,917	
身体障がい者更生相談所事業	2,917			2,917	障9
点字図書館費	36,275	11,680	28	24,567	
点字図書館の管理運営経費	36,275	11,680	28	24,567	障10
知的障がい者更生相談費	1,694			1,694	
知的障がい者更生相談・指導・判定業務	1,694			1,694	障9
障がい者福祉施設費経常経費	11,543		1,137	10,406	
障がい者福祉施設費経常経費(運営経費)	9,359		650	8,709	障9
障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	2,184		487	1,697	障9 障16
児童福祉総務費(072-001)	1,004,453	337,785	7,326	659,342	
児童福祉総務費	3,816			3,816	
児童福祉総務費経常経費	3,816			3,816	児5
児童福祉活動費	102,611			102,611	
児童委員の設置	102,405			102,405	子2
主任児童委員研修会	196			196	子2
要保護児童身元保証に関する損失補填事業	10			10	児6
児童福祉施設等指導助成費	62,809	160		62,649	
地域保育施設助成事業	28,100			28,100	子3
産休等代替職員費補助事業	32,492			32,492	子3
里親総合対策事業	2,217	160		2,057	児7
措置児童援護費	650			650	
児童養護施設等入所児童自立支援事業	650			650	児8
特別保育事業費	340,446	155,298		185,148	
保育対策等促進事業	340,157	155,298		184,859	子4
病後児の保育対策事業	289			289	子4
保育士養成費	6,810		6,978	168	
保育士試験実施事業	6,810		6,978	168	子5
児童相談所費	119,413	23,899	112	95,402	
一時保護所入所児童扶助費	21,025	9,031		11,994	児9(2)
子どもを虐待から守る総合対策推進事業	15,278	6,090	13	9,175	児9(3)
家庭支援相談事業	7,042		28	7,014	児9(3)
児童相談所費経常経費	76,068	8,778	71	67,219	児9(1)

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
家庭児童相談室費	35,414		236	35,178	
家庭児童相談室費経常経費	662			662	児9(3)
家庭児童相談室事業経費	34,752		236	34,516	児9(3)
児童健全育成推進事業費	280,640	134,390		146,250	
放課後児童健全育成事業	265,581	132,790		132,791	子6
福島県わくわく放課後支援事業	6,144			6,144	子6
放課後児童クラブ整備支援事業	1,000			1,000	子6
放課後児童クラブ障がい児受入支援事業	4,715			4,715	子6
児童ふれあい交流促進事業	3,200	1,600		1,600	子6
児童厚生施設活動事業費	48,076	24,038		24,038	
民間児童厚生施設活動事業	40,516	20,258		20,258	子7
地域組織活動育成事業	7,560	3,780		3,780	子7
少子化対策推進費	3,768			3,768	
子育て家庭を支える地域力再生事業	3,768			3,768	子8
児童措置費(073-001)	9,147,983	1,871,024	87,015	7,189,944	
児童措置費	4,847,145	1,871,024	87,015	2,889,106	
児童措置費	2,431,816	1,175,685	72,985	1,183,146	障15
保育所運営費市町村分県費負担金	988,250			988,250	子9
措置費市町村分県費負担金	19,934			19,934	児10
児童入所施設(県立施設を除く)措置費	1,407,145	695,339	14,030	697,776	児10
児童手当	4,300,838			4,300,838	
児童措置費経常経費	228			228	子10
児童手当県負担金	4,300,610			4,300,610	子10
母子福祉費(074-001)	3,244,287	531,150	305	2,712,832	
母子福祉対策費	286,723	14,401	292	272,030	
母子相談事業	41,149		278	40,871	児11
ひとり親家庭医療費助成事業	216,743			216,743	児11
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	2,554			2,554	児11
ひとり親家庭等日常生活支援事業	664	327	10	327	児11
母子寡婦福祉活動推進員設置事業費補助	615			615	児11
母子家庭等自立支援総合対策事業	24,226	14,074		10,152	児11
母子福祉費経常経費(運営経費)	772		4	768	児11
児童扶養手当費	1,544,009	516,749	13	1,027,247	
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	11,770	6,003	13	5,754	児12
児童扶養手当給付費	1,532,239	510,746		1,021,493	児12
乳幼児医療助成費	1,413,555			1,413,555	
母子福祉費経常経費	59			59	子11(1)
乳幼児医療費助成事業	1,413,496			1,413,496	子11(1)

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
児童福祉施設費(075-001)	614,162	146,992	224,570	242,600	
大笹生学園費	58,169	17,801	5,962	34,406	
大笹生学園運営費	58,169	17,801	5,962	34,406	障16
総合療育センター費	252,181	55,282	125,942	70,957	
総合療育センター施設運営費	250,725	55,282	125,942	69,501	障16
肢体不自由児地域リハビリテーション支援事業	1,456			1,456	障4
光風学園費	17,858	7,908	2,117	7,833	
郡山光風学園管理運営費	17,858	7,908	2,117	7,833	障16
若松乳児院費	53,506	23,170	1,100	29,236	
若松乳児院管理運営経費	25,827	9,924	1,031	14,872	児13
若松乳児院費経常経費	27,679	13,246	69	14,364	児13
福島学園費	64,771	14,376	1,547	48,848	
福島学園管理運営経費	24,525	7,631	1,500	15,394	児14
福島学園費経常経費	40,246	6,745	47	33,454	児14
児童福祉施設費経常経費	167,677	28,455	87,902	51,320	
児童福祉施設費経常経費(施設管理経費)	167,677	28,455	87,902	51,320	障16
公衆衛生総務費(091-003)	498,187	182,872	10,264	305,051	
母子保健費	498,187	182,872	10,264	305,051	
医療援護事業	74,227	31,920	10,125	32,182	子11(2)
小児慢性特定疾患治療研究事業	277,388	128,352		149,036	子11(2)
不妊専門相談事業	666	333		333	子11(2)
先天性代謝異常等検査事業	49,992			49,992	子11(2)
子どもの虐待予防サポート推進事業	1,436			1,436	子11(2)
新生児聴覚検査事業	22,148			22,148	子11(2)
豊かに「いのち」を育む支援事業	754			754	子11(2)
赤ちゃん和家庭をつなぐ支援事業 (特定不妊治療費助成事業)	42,159	21,079		21,080	子11(2)
赤ちゃん和家庭をつなぐ支援事業 (里親による子育て支援事業)	19,374		29	19,345	児15
公衆衛生総務費経常経費(経常行政経費)	5,347	1,188	110	4,049	子11(2)
10代の性のち生きいきプロジェクト事業	4,696			4,696	子11(2)

